

# 第7期 剣淵町高齢者保健福祉計画 剣淵町介護保険事業計画

＜平成30年度～平成32年度＞



平成30年3月

剣淵町



## はじめに

わが国では、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の比率が 27%を超え、4 人に 1 人が高齢者という超高齢化社会を迎えています。

剣淵町においても、平成 30 年 2 月時点で高齢化率は 38.8%と全国平均を上回るペースで高齢化が進んでいます。

さらに、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37 (2025) 年には、43.6%が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。

このような中、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進していき、これまで以上に自立支援、要介護状態の重度化防止に向けた取組や、地域での見守り・支え合いの仕組み作りが重要となっていきます。

本町では、第 6 期から取り組んできた施策を引き継ぐとともに、国の制度改正も踏まえ、本町の現状に応じた高齢者施策を推進するため、「第 7 期剣淵町高齢者保健福祉計画・剣淵町介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「だれもが 1. 安心して自分らしく暮らすこと 2. 元気で楽しく暮らすこと 3. 支え合って暮らすこと」を高齢者保健福祉施策の基本とし、町民の皆様とともに、保健・医療・福祉及びその他の関係機関と連携を図りながら、「住み慣れた地域で、安心して生活できる高齢社会」の実現を目指してまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画策定に当たりご尽力いただきました「剣淵町保健医療福祉等協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

剣淵町長 早坂 純夫



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画期間.....	2
4 他計画との関係 .....	3
5 計画策定の体制 .....	4
6 日常生活圏域の設定について .....	4
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況</b> .....	<b>7</b>
1 高齢者の現状 .....	7
<b>第3章 高齢者ニーズ調査結果</b> .....	<b>15</b>
1 調査概要.....	15
2 介護予防日常生活圏域ニーズ調査結果概要 .....	16
3 在宅介護実態調査結果概要 .....	34
<b>第4章 高齢者の将来推計</b> .....	<b>41</b>
1 人口の将来推計 .....	41
2 要介護認定者数の見込み .....	42
<b>第5章 計画策定に向けた国の動向</b> .....	<b>45</b>
1 地域包括ケアシステムの深化・推進について .....	45
2 地域共生社会の実現に向けた取組.....	49
3 介護サービスの効率化・重点化 .....	50
<b>第6章 高齢者施策の将来ビジョン</b> .....	<b>55</b>
1 剣淵町の目指す高齢化社会 .....	55
2 第7期計画の基本目標 .....	57
3 施策体系.....	58
<b>第7章 高齢者福祉施策の推進</b> .....	<b>63</b>
基本目標1：高齢者福祉の推進 .....	63
1 高齢者福祉の充実 .....	63
2 地域支援事業の推進.....	66
3 介護保険制度の充実.....	79
基本目標2：健康づくりの推進 .....	80
1 健康増進事業の推進.....	80
2 感染症の予防対策 .....	83
基本目標3：地域生活支援体制の強化 .....	84
1 生きがいづくり活動への支援 .....	84
2 とともに支え合う地域づくり活動への支援 .....	85
<b>第8章 介護保険事業の推進</b> .....	<b>89</b>
1 介護保険制度の持続可能性の確保.....	89
2 介護保険サービスの現状と見込み.....	91
3 介護保険料の算定 .....	102

<b>第9章 計画推進のために</b> .....	<b>111</b>
1 計画の推進方策 .....	111
2 計画の進行管理 .....	112
<b>資料編</b>	
剣淵町保健医療福祉等協議会設置要綱 .....	115
剣淵町保健医療福祉等協議会委員名簿 .....	116

# 第 1 章 計画の策定にあたって

---



# 第1章

# 計画の策定にあたって

## 1

## 計画策定の趣旨

介護保険制度の創設から18年が経過しました。サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、全国で約500万人に達しています。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

一方、平成37(2025)年にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となり、平成52(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、わが国の高齢化は今後更に進み、医療や介護の需要も増大すると考えられています。

こうした中、介護保険制度を将来に渡って維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」ができるようにするため、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となります。国はこれを、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37(2025)年までに構築することを自治体等に求めています。

剣淵町では平成28年(10月1日現在)に、高齢化率が37.8%と4割に近づこうとしています。同時期のわが国の高齢化率27.3%と比べて高い水準であり、その後も高齢化率は増加傾向にあります。剣淵町では、平成29年4月から、多様な主体による介護予防と生活支援サービスの充実で、地域の支え合いの体制づくりや要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」と位置づけられ、「だれもが 1. 安心して自分らしく暮らすこと 2. 元気で楽しく暮らすこと 3. 支え合って暮らすこと」を掲げて進めてきました。剣淵町では、平成37(2025)年度を見据えた中長期的な視野で、第6期計画から取り組んできた施策を引き継ぐとともに、これまでの実績や課題を踏まえ、剣淵町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、『第7期剣淵町高齢者保健福祉計画・剣淵町介護保険事業計画』（以下、本計画という。）を策定します。

2

計画の位置づけ

本計画は「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定します。

3

計画期間

計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間です。これは、今後進行する高齢化に対応するため、平成30(2018)年の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、目標を掲げ、3年ごとに計画を策定するもので、計画期間3年目の平成32年度に本計画全体の評価・検証を実施し、見直しを行います。

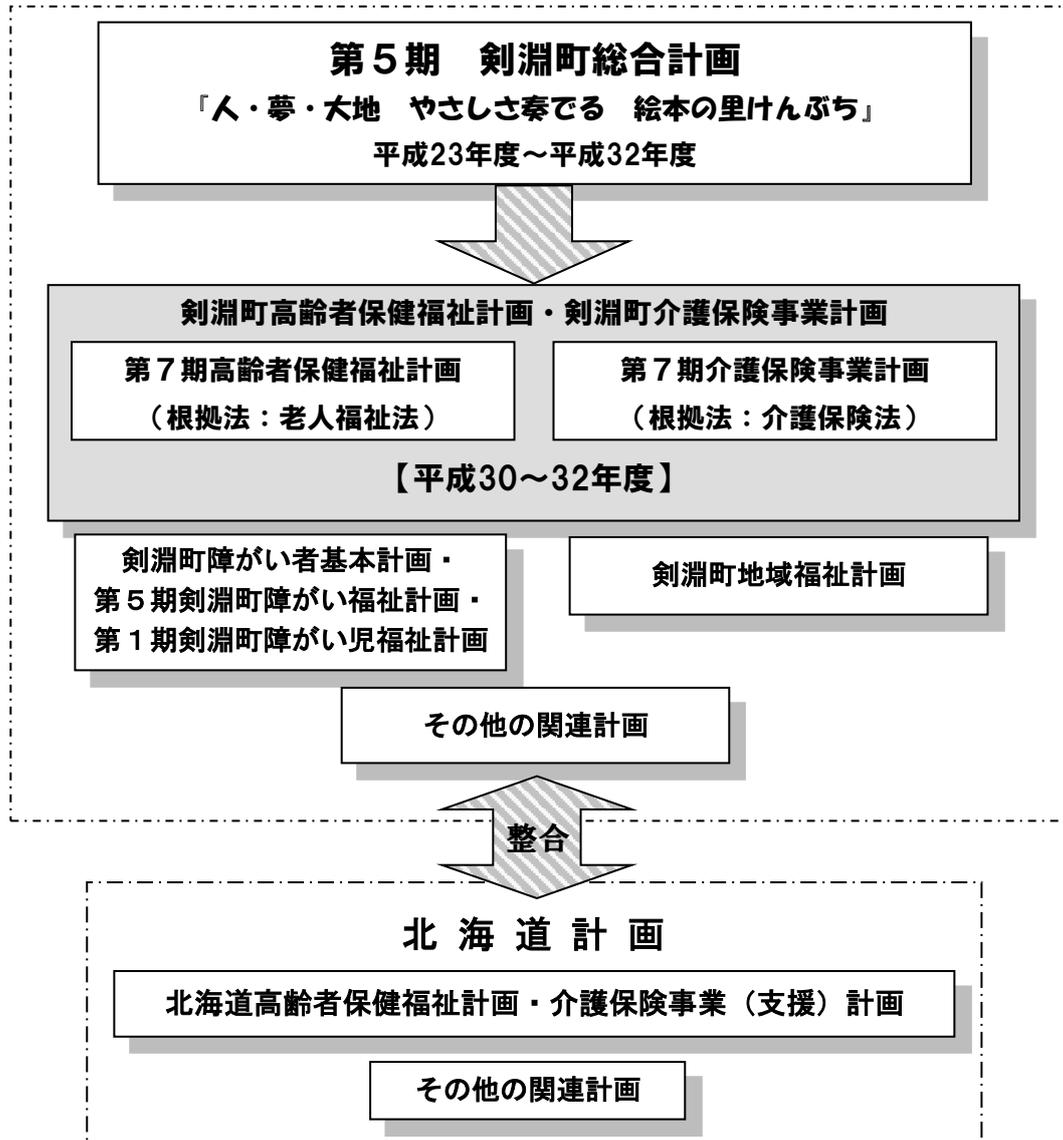
なお、本計画は「第6期剣淵町高齢者保健福祉計画・剣淵町介護保険事業計画」において設定した、平成29年度の最終目標の達成に向け、これまでの現状を検証・分析し、その目標を確実に達成するための計画値を見直しつつ、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年に地域包括ケアシステムの構築が完了するよう、これらを視野に入れた中長期的な目標を示し、具体的には、地域包括ケアシステムの構築を進めていく計画の中期段階という位置づけを、有しています。

計画期間(年度)											
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
2025年を見据えた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画										後 団 塊 の 高 齢 世 代 に が	
第6期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第7期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			次期計画					

4

他計画との関係

本計画は、「第5期剣淵町総合計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）」を基本に、「剣淵町地域福祉計画」、「剣淵町障がい者基本計画・第5期剣淵町障がい福祉計画・第1期剣淵町障がい児福祉計画」など福祉の各個別計画と調和がとれたものとするとともに、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合性を図り策定しました。

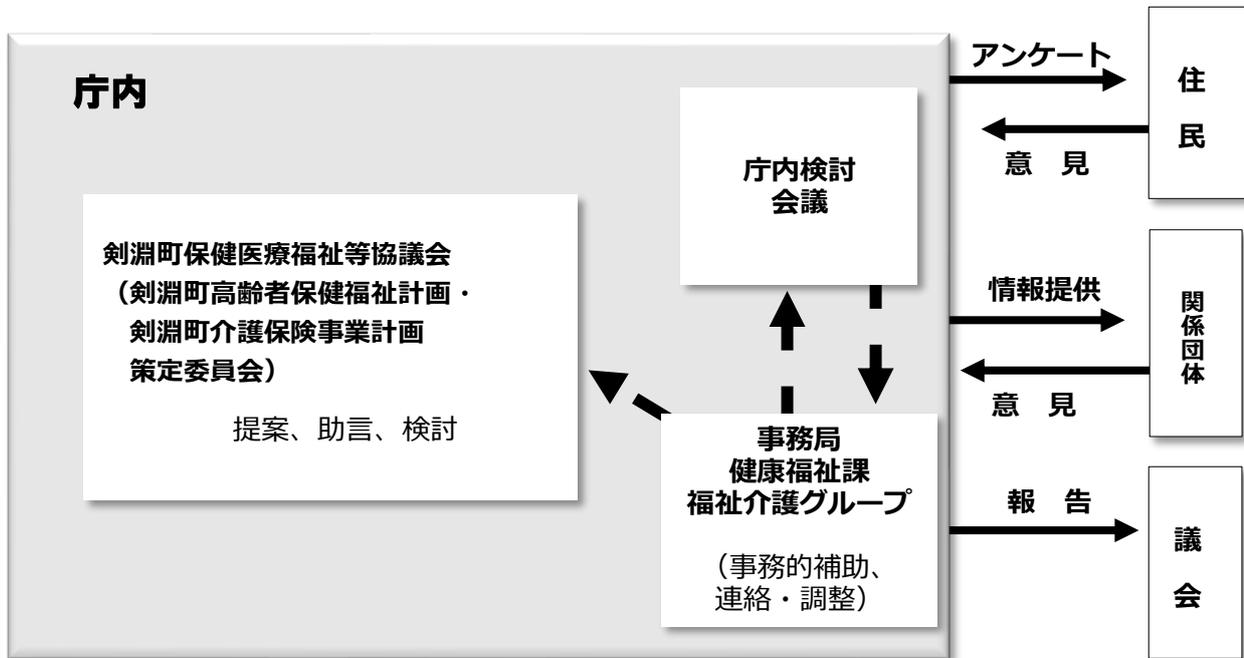


5

計画策定の体制

計画の策定にあたっては、地域の実情を反映させるため、関係団体・住民代表、医療関係者、福祉関係者で構成されている「剣淵町保健医療福祉等協議会」において検討するとともに、意見や提言を受け、計画に反映させました。

策定体制図



6

日常生活圏域の設定について

日常生活圏域は、第3期介護保険事業計画より創設され、高齢者の住み慣れた環境での生活・介護の支援体制を構築する地域の単位であり、地域密着型サービスの基盤整備や地域包括支援センターの設置の基本単位となるものです。また、地域包括ケアを展開していくための基本単位となるものです。

剣淵町では、日常生活圏域を剣淵町全域として設定しています。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

---



# 第2章

# 高齢者を取り巻く状況

## 1

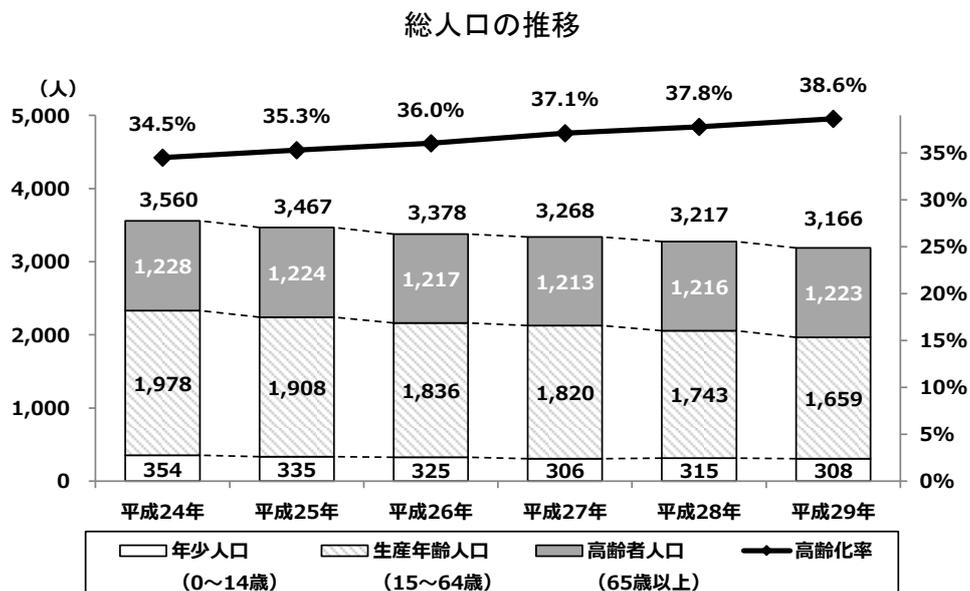
## 高齢者の現状

### (1) 人口構造

#### ○総人口の推移

剣淵町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成24年(3,560人)から平成29年(3,166人)の6年間で約11.1%(394人)の減少となっています。年齢構造別にみると、高齢者人口は平成24年から平成27年まで減少し、その後増加しています。生産年齢人口は年々減少しています。年少人口は、平成24年から平成27年まで減少し、平成28年にいったん増加しましたが、その後、減少しています。

高齢者人口の減少幅より、生産年齢人口及び年少人口の減少幅が大きいため、結果として高齢化率は上昇しています。



(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	3,560	3,467	3,378	3,268	3,217	3,166
年少人口 (0~14歳)	354 (9.9%)	335 (9.7%)	325 (9.6%)	306 (9.4%)	315 (9.8%)	308 (9.7%)
生産年齢人口 (15~64歳)	1,978 (55.6%)	1,908 (55.0%)	1,836 (54.4%)	1,820 (55.7%)	1,743 (54.2%)	1,659 (52.4%)
高齢者人口 (65歳以上)	1,228 (34.5%)	1,224 (35.3%)	1,217 (36.0%)	1,213 (37.1%)	1,216 (37.8%)	1,223 (38.6%)

\* ( ) 内は総人口に占める割合

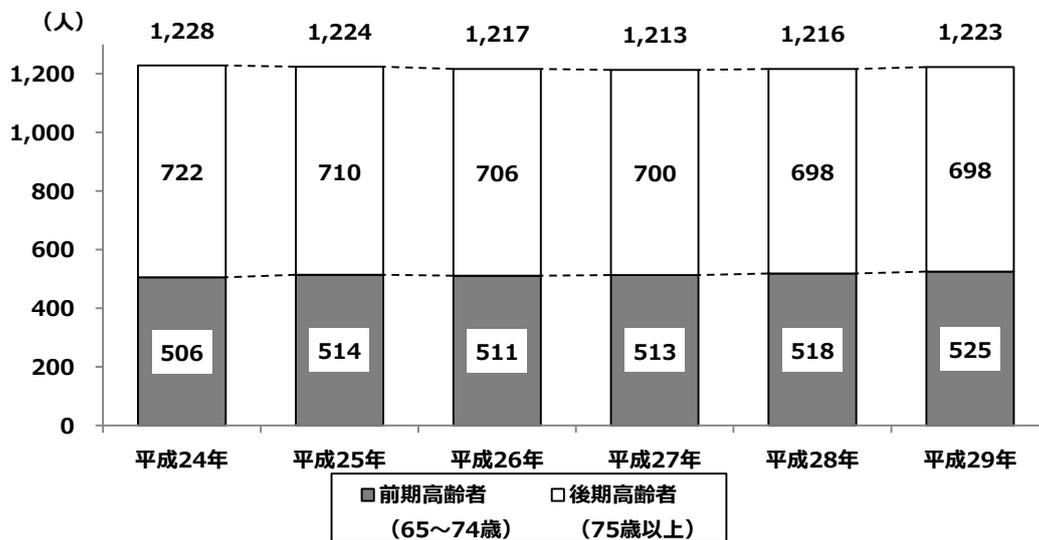
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### ○高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は増減を繰り返しており、後期高齢者（75歳以上）は減少傾向にあります。高齢者人口に占める後期高齢者の割合は21%前後で推移しています。

高齢者人口の推移



(単位: 人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	3,560	3,467	3,378	3,268	3,217	3,166
高齢者人口	1,228 (34.5%)	1,224 (35.3%)	1,217 (36.0%)	1,213 (37.1%)	1,216 (37.8%)	1,223 (38.6%)
前期高齢者 (65~74歳)	506 (14.2%)	514 (14.8%)	511 (15.1%)	513 (15.7%)	518 (16.1%)	525 (16.6%)
後期高齢者 (75歳以上)	722 (20.3%)	710 (20.5%)	706 (20.9%)	700 (21.4%)	698 (21.7%)	698 (22.0%)

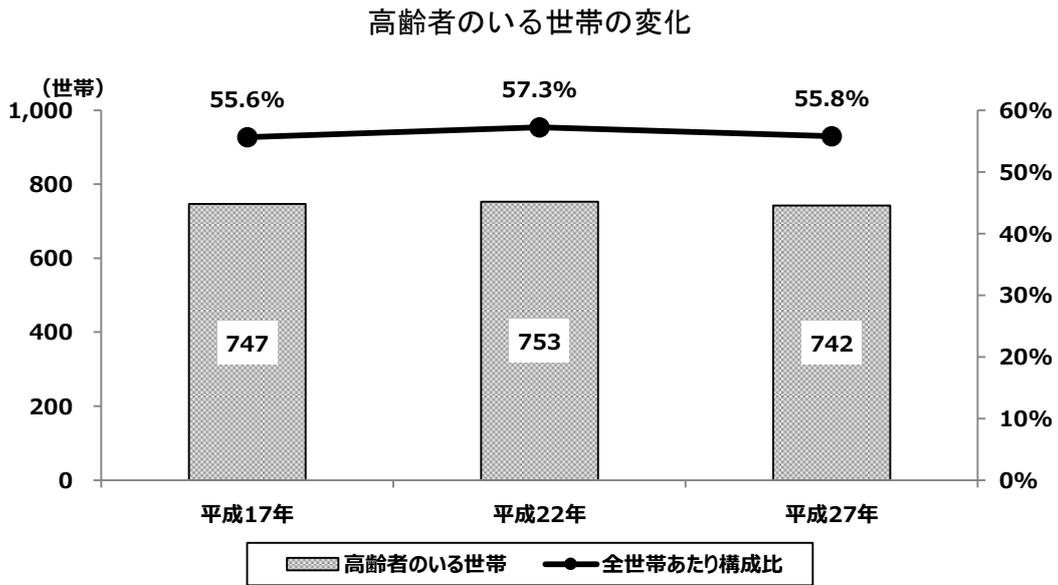
\* ( ) 内は総人口に占める割合 資料: 住民基本台帳(各年10月1日現在)、厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

(2) 高齢者のいる世帯の状況

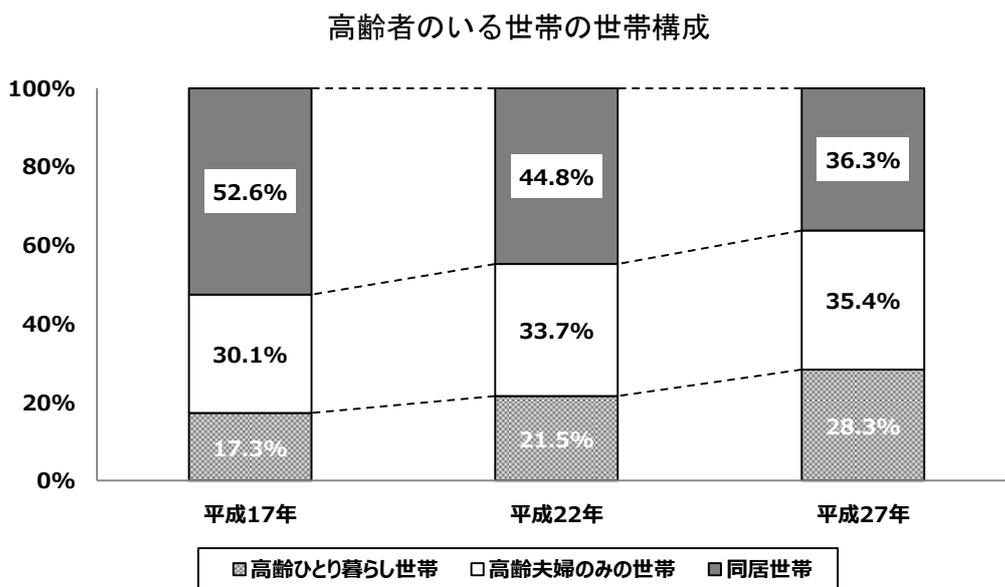
○高齢者のいる一般世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は増減を繰り返しています。平成27年は742世帯で、平成17年と比べ世帯数は微減となっています。一般世帯数に占める割合は55.8%と高くなっています。

世帯構成別にみると「同居世帯」の構成比率が減少しているのに対し、「高齢ひとり暮らし世帯」と「高齢夫婦のみの世帯」の構成比率が増加しています。



資料：総務省・国勢調査



資料：総務省・国勢調査

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### (3) 被保険者と要介護認定の状況

#### ○被保険者数の推移

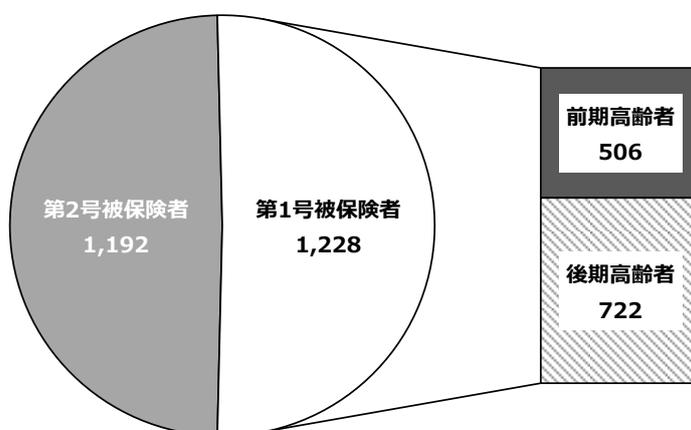
介護保険被保険者総数は年々減少しています。

年齢別にみると、第2号被保険者は年々減少しています。第1号被保険者（65歳以上）の「前期高齢者」は平成24年以降、増加傾向にあります。「後期高齢者」は平成24年から平成27年まで減少していましたが、平成28年から横ばいの傾向です。第1号被保険者と第2号被保険者の比率をみると、平成29年では、第1号被保険者約54.6%、第2号被保険者約45.4%と第1号被保険者の比率が高くなっています。

被保険者数の推移

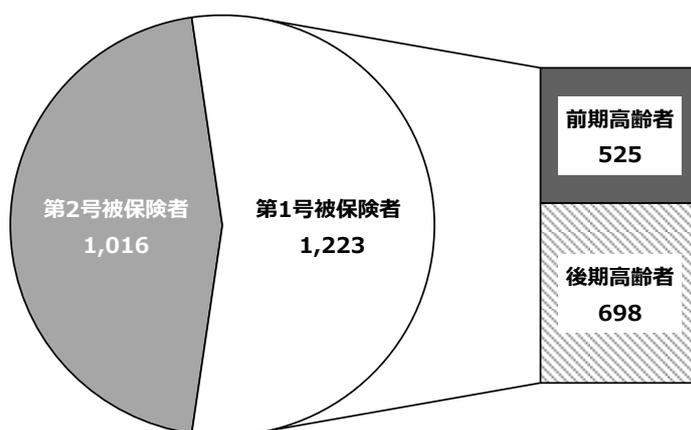
単位：人

平成24年



単位：人

平成29年



(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号（65歳以上）	1,228	1,224	1,217	1,213	1,216	1,223
前期高齢者	506	514	511	513	518	525
後期高齢者	722	710	706	700	698	698
第2号（40～64歳）	1,192	1,149	1,115	1,079	1,048	1,016
被保険者総数計	2,420	2,373	2,332	2,292	2,264	2,239

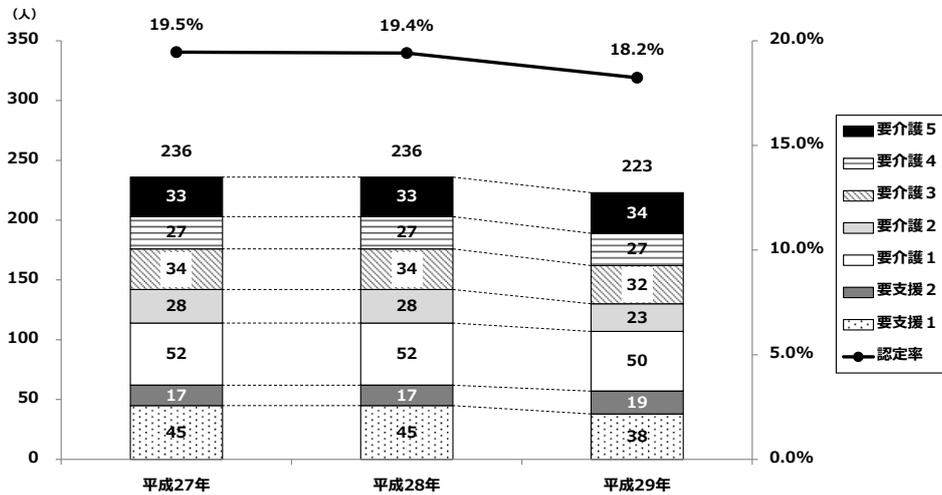
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）・厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

○要介護認定者数と要介護認定率の変化

第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定率は、平成27年の19.5%（236人）から平成29年の18.2%（223人）と減少しています。

要介護度別にみると「要支援2」と「要介護5」は微増、「要介護4」以外は、微減しています。

第1号被保険者の要介護認定者と認定率



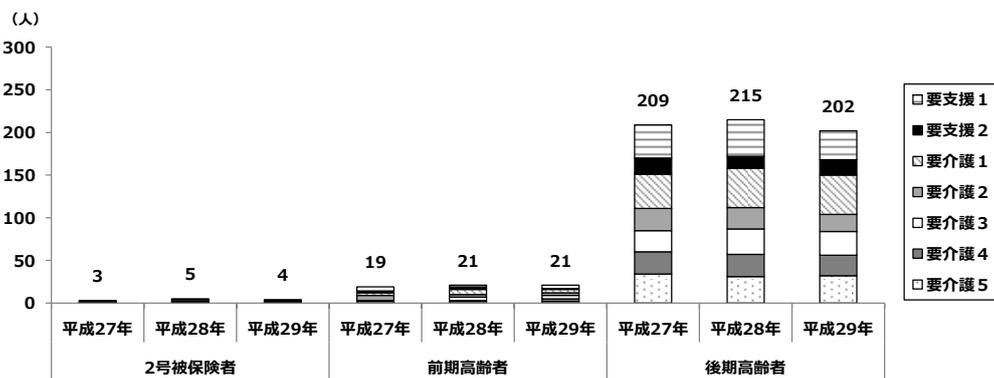
資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

○被保険者別要介護認定者数

被保険者別の要介護認定者は、「後期高齢者（75歳以上）」（202人）に多く、「前期高齢者（65～74歳）」（21人）の約10倍になっています。

平成29年「後期高齢者（75歳以上）」（202人）は、要介護認定者全体（227人）の約9割を占めています。

被保険者別要介護認定者数



（単位：人）

	2号被保険者			前期高齢者			後期高齢者		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年
要介護5	1	1	1	2	2	2	34	31	32
要介護4	0	1	1	1	1	3	26	26	24
要介護3	1	0	0	0	4	4	25	30	28
要介護2	0	2	1	6	3	3	26	25	20
要介護1	1	0	0	3	6	4	40	46	46
要支援2	0	1	1	2	3	1	19	14	18
要支援1	0	0	0	5	2	4	39	43	34
合計	3	5	4	19	21	21	209	215	202

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム



## 第 3 章 高齢者ニーズ調査結果

---



# 第3章

# 高齢者ニーズ調査結果

## 1

### 調査概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、今後の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の参考とするとともに、「第7期剣淵町高齢者保健福祉計画・剣淵町介護保険事業計画」策定の基礎資料として活用するために実施しました。

#### (2) 調査方法

##### ○調査対象

###### 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

：町内にお住まい（平成29年7月1日現在）の、65歳以上で、「要介護認定を受けていない方」の中から無作為抽出した500人

###### 在宅介護実態調査

：町内にお住まい（平成29年7月1日現在）で、「要介護認定を受けて在宅で生活をされている65歳以上の方」の中から無作為抽出した109人

○調査期間：平成29年8月11日～8月25日

○調査方法：郵送配布・郵送回収

○配布・回収状況：

	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	500票	351票	70.2%
在宅介護実態調査	109票	79票	72.5%

※社会調査において、誤差が統計学的に5～10%以内であればよいとされており、有効回答数が291票以上あれば、住民意向の把握として十分優位性がある回答数となります。よって、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で351件と在宅介護実態調査で79件と、今回の調査については、有意性がある回答数となっています。

2

介護予防日常生活圏域ニーズ調査結果概要

本計画・施策の論点となるテーマを設定し、アンケートの結果概要をみてみます。

■テーマ1 アンケート結果からみた7つの生活機能評価リスクについて

○運動機能リスクについて、みてみます。

問2 からだを動かすことについて

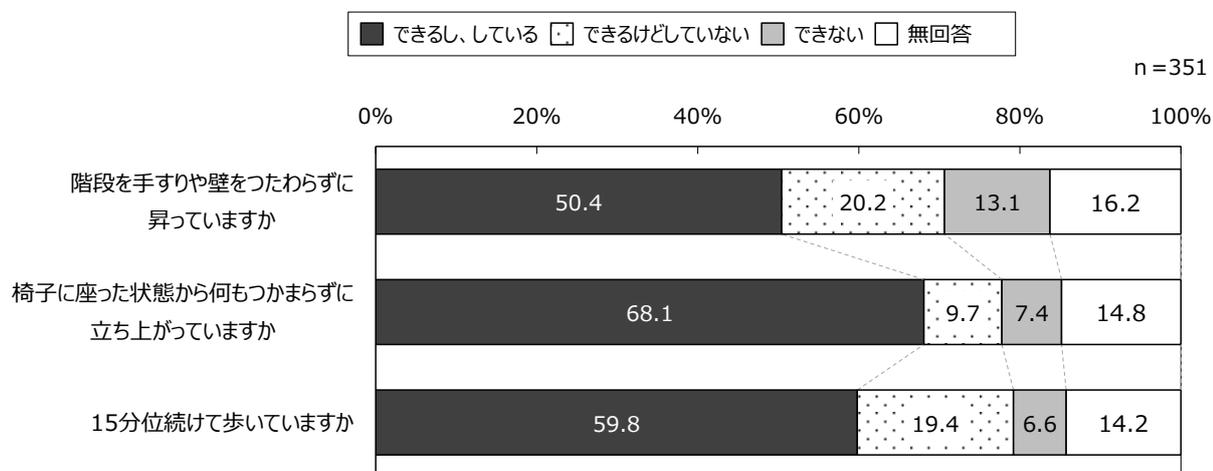
- (1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- (2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
- (3) 15分位続けて歩いていますか

運動器機能の低下に関する設問です。すべての設問で「できるし、している」が5割を超えています。

設問ごとにみると、階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますかでは、「できるし、している」が50.4%で最も多く、次いで「できるけどしていない」が20.2%、「できない」が13.1%となっています。

椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますかでは、「できるし、している」が68.1%で最も多く、次いで「できるけどしていない」が9.7%、「できない」が7.4%となっています。

15分位続けて歩いていますかでは、「できるし、している」が59.8%で最も多く、次いで「できるけどしていない」が19.4%、「できない」が6.6%となっています。



○栄養改善リスクについて、みてみます。

問3 食べることについて

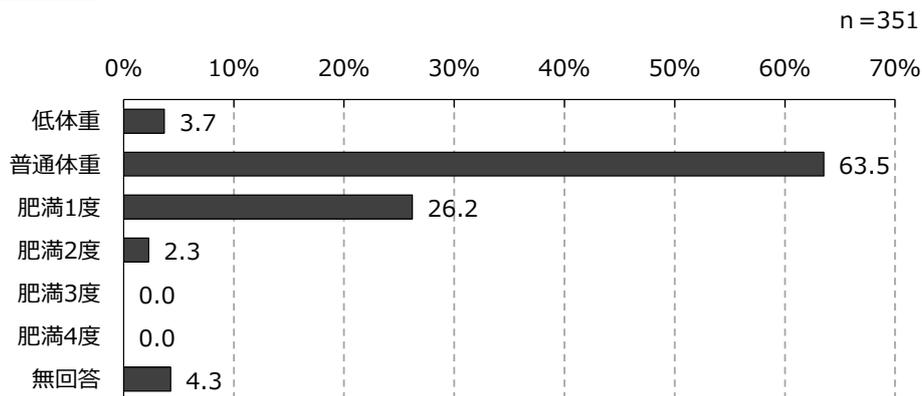
(1) 身長・体重を教えてください

回答者全体の身長は平均156.3cm、体重は平均57.7kgとなっています。

性別で見ると、男性の身長は平均162.1cm、体重は平均62.5kg、女性の身長は平均149.9cm、体重は平均52.6kgとなっています。

また、身長、体重からBMI指数<sup>※</sup>を計算したところ、「普通体重」が63.5%で最も多く、次いで「肥満1度」が26.2%、「低体重」が3.7%、「肥満2度」が2.3%となっています。

**BMI 指数**



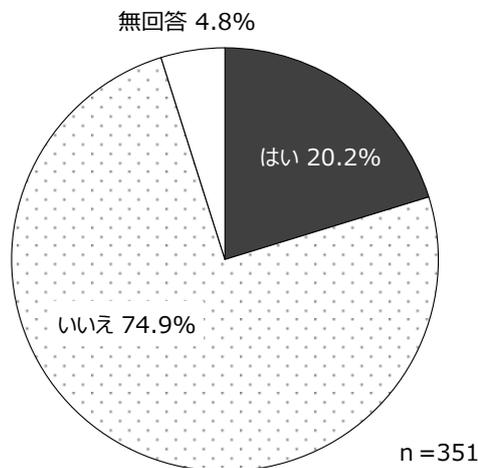
※BMI 指数：体重 (kg) ÷ 身長 (m) × 身長 (m)

身長と体重に基づいて太り具合を指数化した値。日本肥満学会では、統計的に最も病気にかかりにくいBMI 指数 22 を標準体重としてその前後の 18.5 から 25 未満を普通体重、18.5 未満を低体重、25 以上の場合を肥満とし 4 つの段階に分けています。

問3 (4) 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか

低栄養の状況に関する設問です。

「いいえ」が74.9%で、「はい」が20.2%となっています。



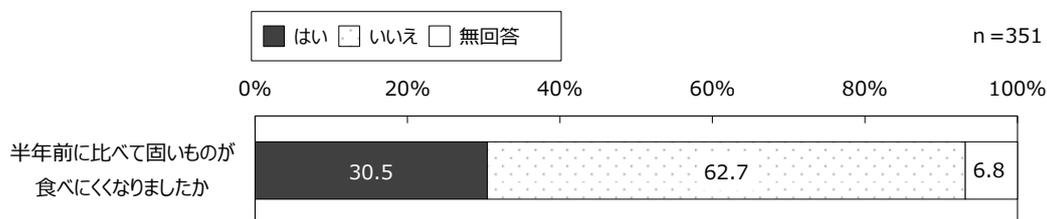
### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

#### ○咀嚼（そしゃく）機能リスクについて、みてみます。

問3（2）半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

咀嚼機能の低下に関する設問です。

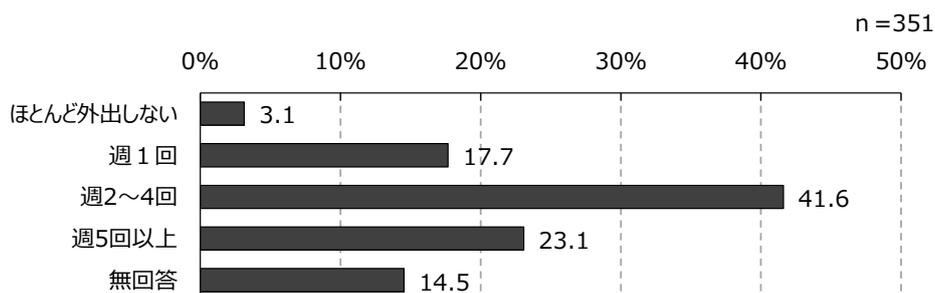
「はい」が30.5%、「いいえ」が62.7%となっています。



#### ○閉じこもりリスクについて、みてみます。

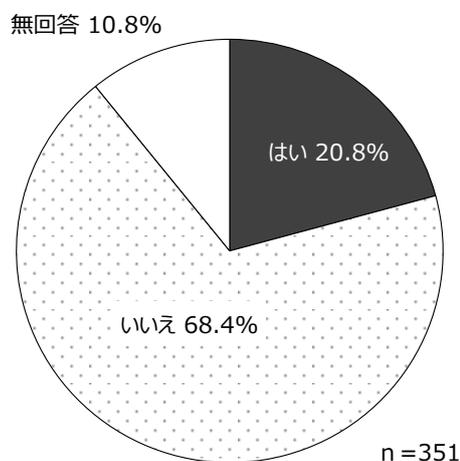
問2（6）週に1回以上は外出していますか

（6）は閉じこもり傾向に関する設問です。「週2～4回」が41.6%で最も多く、次いで「週5回以上」が23.1%、「週1回」が17.7%、「ほとんど外出しない」が3.1%となっています。



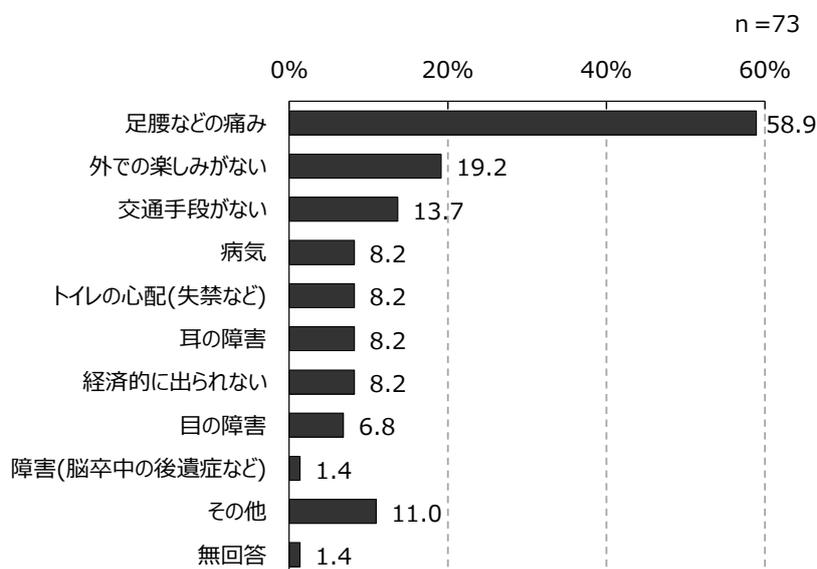
問2（8）外出を控えていますか

外出を控えているかどうかでは、「はい」が20.8%、「いいえ」が68.4%となっています。



問2 (8) -①外出を控えている理由は、次のどれですか (複数回答)

外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が58.9%で最も多く、次いで「外での楽しみがない」が19.2%、「交通手段がない」が13.7%となっています。



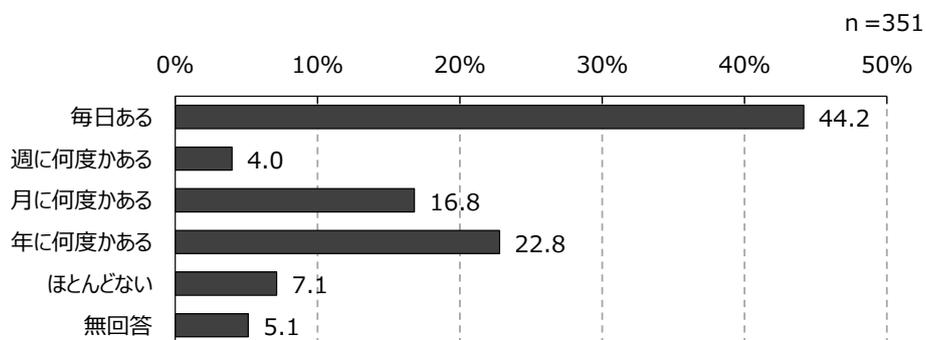
■その他の主な内容

金がかかる。／用事など出る事が多いので、なるべく家の事をしたい。／介助が必要な家族がいる。／老人を1人にできない。

問3 (5) どなたかと食事をとにもする機会がありますか

孤食の状況に関する設問です。

「毎日ある」が44.2%で最も多く、次いで「年に何度かある」が22.8%、「月に何度かある」が16.8%、「ほとんどない」が7.1%、「週に何度かある」が4.0%となっています。



### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

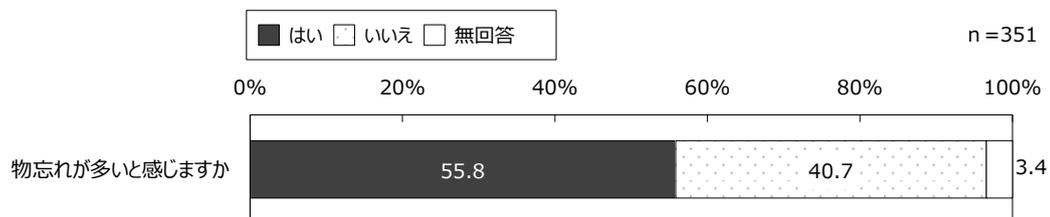
#### ○認知症リスクについて、みてみます。

問4 毎日の生活について

(1) 物忘れが多いと感じますか

認知機能に関する設問です。

物忘れが多いと感じますかでは、「はい」が55.8%、「いいえ」が40.7%となっています。



#### ○うつリスクについて、みてみます。

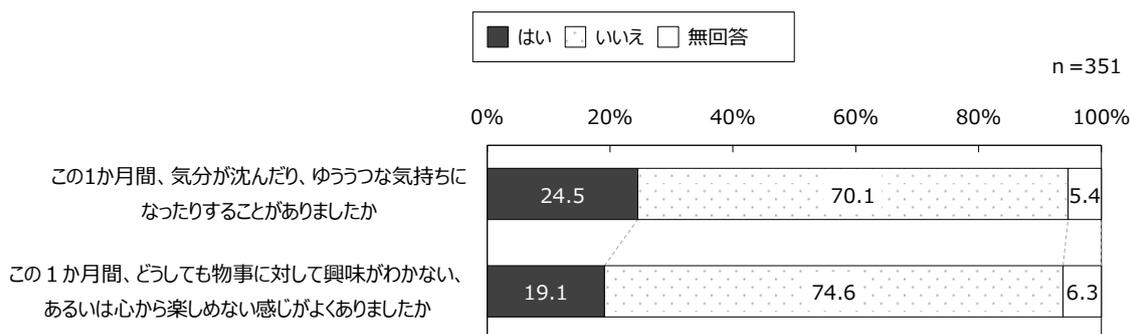
問4 毎日の生活について

(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか

(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

この1か月間の気持ちについてたずねたところ、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたかでは、「はい」が24.5%、「いいえ」が70.1%となっています。

また、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたかでは、「はい」が19.1%、「いいえ」が74.6%となっています。



○IADL\*が低いかについて、みてみます。

問4 毎日の生活について

(2) バスや電車を使って1人で外出していますか

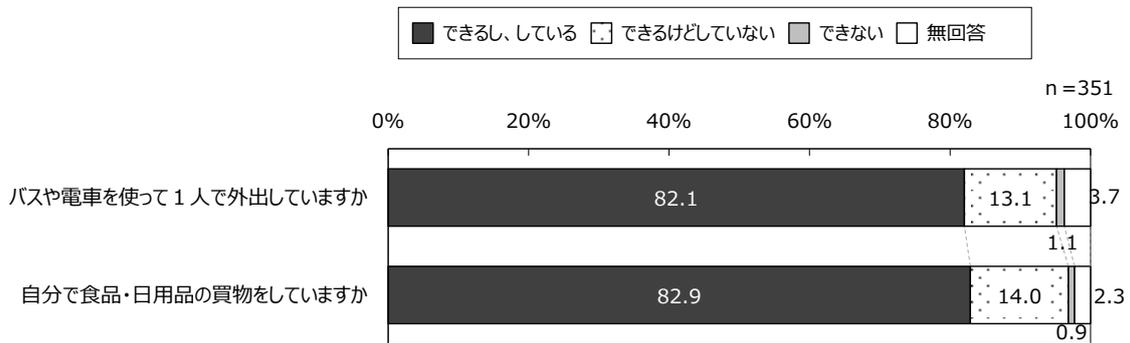
(3) 自分で食品・日用品の買物をしていますか

必要に応じて手段を選択し生活する手段的日常生活動作（IADL）に関する設問です。

すべての設問で「できるし、している」との回答が多数を占めています。

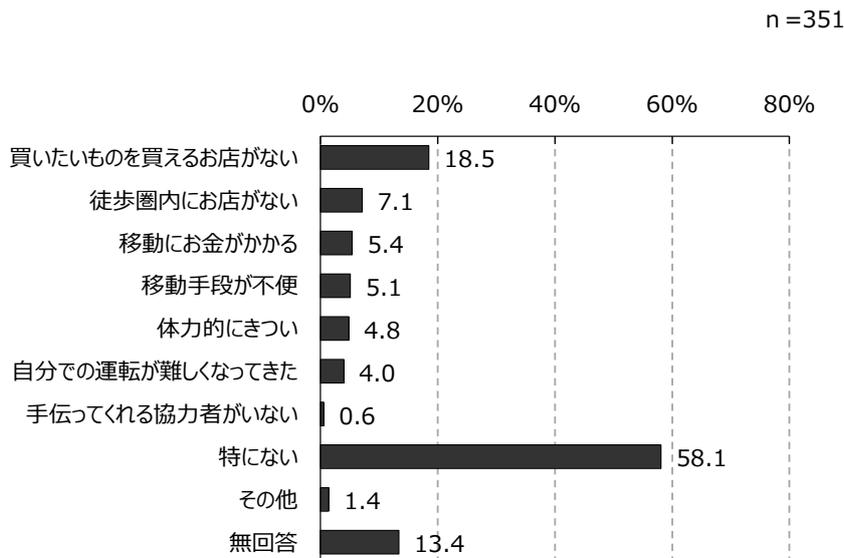
設問ごとにみると、バスや電車を使って1人で外出していますかでは、「できるし、している」が82.1%で多数を占め、次いで「できるけどしていない」が13.1%、「できない」が1.1%となっています。

自分で食品・日用品の買物をしていますかでも、「できるし、している」が82.9%で多数を占め、次いで「できるけどしていない」が14.0%、「できない」が0.9%となっています。



問4 (4) 食品・日用品の買物で困っていることはありますか（複数回答）

食品・日用品の買物で困っていることがあるかないかについては「特にない」が58.1%で最も多く、次いで「買いたいものを買えるお店がない」が18.5%、「徒歩圏内にお店がない」が7.1%、「移動にお金がかかる」が5.4%、「移動手段が不便」が5.1%となっています。



※IADL（あいえーでいーえる） Instrumental Activities of Daily Living＝「手段的日常生活動作」と訳されます。  
 【具体的な動作】買物、洗濯、掃除等の家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用、電話の対応などです。

### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

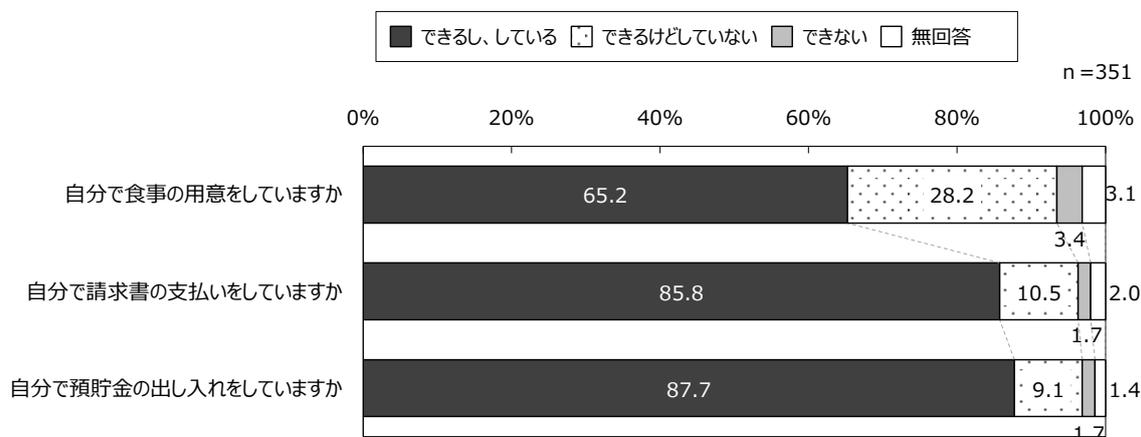
- 問4 (5) 自分で食事の用意をしていますか  
(6) 自分で請求書の支払いをしていますか  
(7) 自分で預貯金の出し入れをしていますか

こちらにも、必要に応じて手段を選択し生活する手段的日常生活動作（IADL）に関する設問です。すべての設問で「できるし、している」との回答が多数を占めています。

設問ごとにみると、自分で食事の用意をしていますかでは、「できるし、している」が65.2%で最も多く、次いで「できるけどしていない」が28.2%、「できない」が3.4%となっています。

自分で請求書の支払いをしていますかについては、「できるし、している」が85.8%で多数を占め、「できるけどしていない」が10.5%、「できない」が1.7%となっています。

自分で預貯金の出し入れをしていますかでは、こちらにも「できるし、している」が87.7%と多数を占め、「できるけどしていない」が9.1%、「できない」が1.7%となっています。



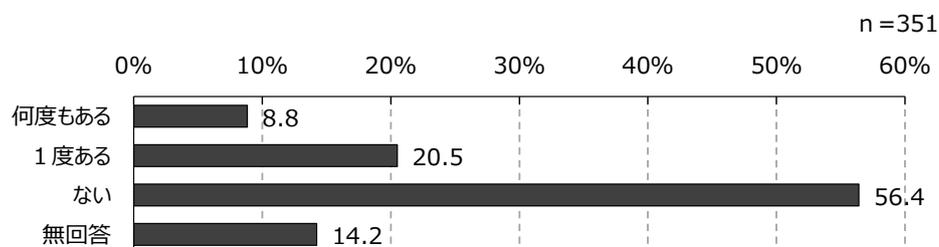
## ○転倒リスクについて、みてみます。

問2 からだを動かすことについて

(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか

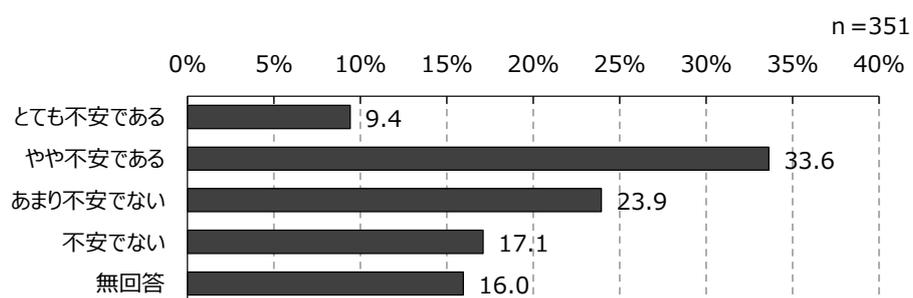
転倒リスクに関する設問です。

「ない」が56.4%で多数を占め、次いで「1度ある」が20.5%、「何度もある」が8.8%となっています。



問2 (5) 転倒に対する不安は大きいですか

転倒に対する不安は、「やや不安である」が33.6%で最も多く、次いで「あまり不安でない」が23.9%、「不安でない」が17.1%、「とても不安である」が9.4%となっています。



### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

#### ■テーマ2 社会参加・地域交流について（地域資源の状況）

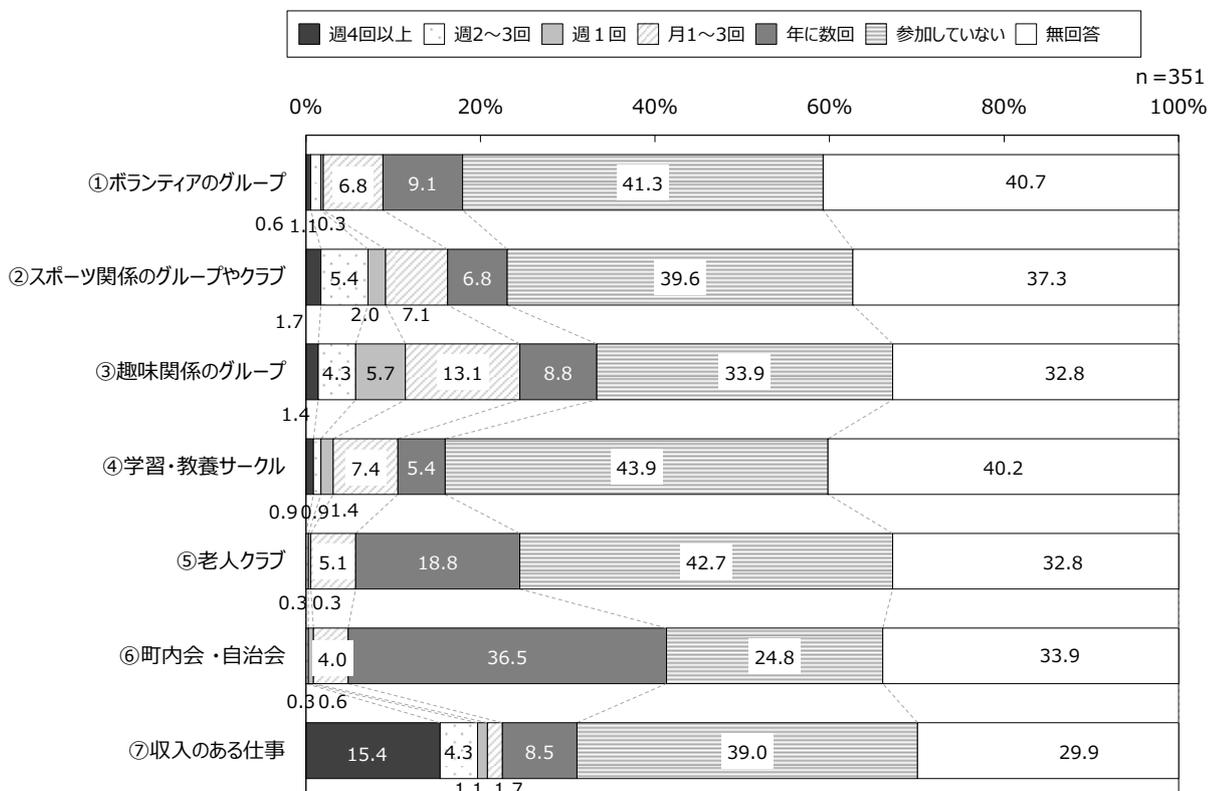
##### 問5 地域での活動について

（1）以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

会・グループ等への参加頻度については、すべての会・グループ等で「参加していない」との回答が最も多くなっています。

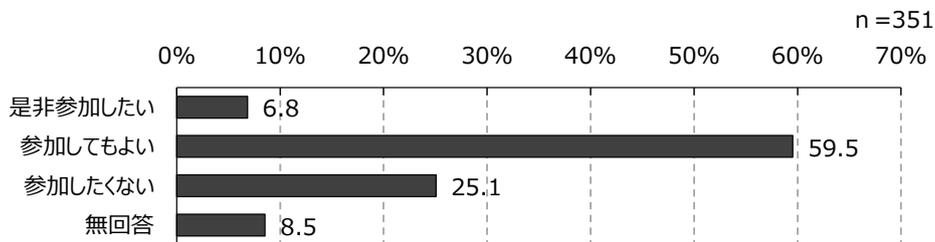
設問ごとの参加頻度でみると、

- ①ボランティアのグループは、「参加していない」が41.3%、「年に数回」が9.1%、「月1～3回」が6.8%となっています。
- ②スポーツ関係のグループやクラブは、「参加していない」が39.6%、「月1～3回」が7.1%、「年に数回」が6.8%となっています。
- ③趣味関係のグループでは、「参加していない」が33.9%、「月1～3回」が13.1%、「年に数回」が8.8%となっています。
- ④学習・教養サークルは、「参加していない」が43.9%で、「月1～3回」が7.4%、「年に数回」が5.4%となっています。
- ⑤老人クラブは、「参加していない」が42.7%、「年に数回」が18.8%、「月1～3回」が5.1%となっています。
- ⑥町内会・自治会は、「年に数回」が36.5%、「参加していない」が24.8%、「月1～3回」が4.0%となっています。
- ⑦収入のある仕事は、「参加していない」が39.0%、「週4回以上」が15.4%、「年に数回」が8.5%となっています。



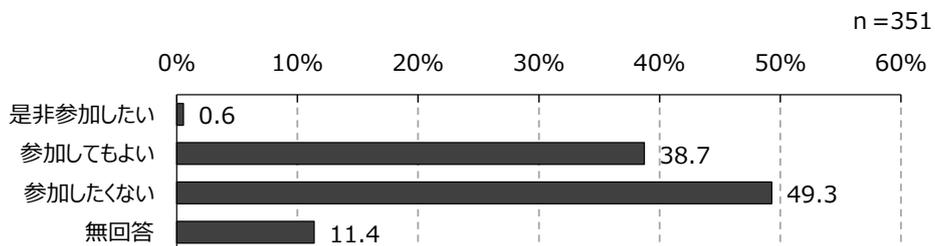
問5 (2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

有志のグループ活動に参加者として参加してみたいと思いますかでは、「参加してもよい」が59.5%で最も多く、次いで「参加したくない」が25.1%、「是非参加したい」が6.8%となっています。



問5 (3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

有志のグループ活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますかでは、「参加したくない」が49.3%で最も多く、次いで「参加してもよい」が38.7%、「是非参加したい」が0.6%となっています。



### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

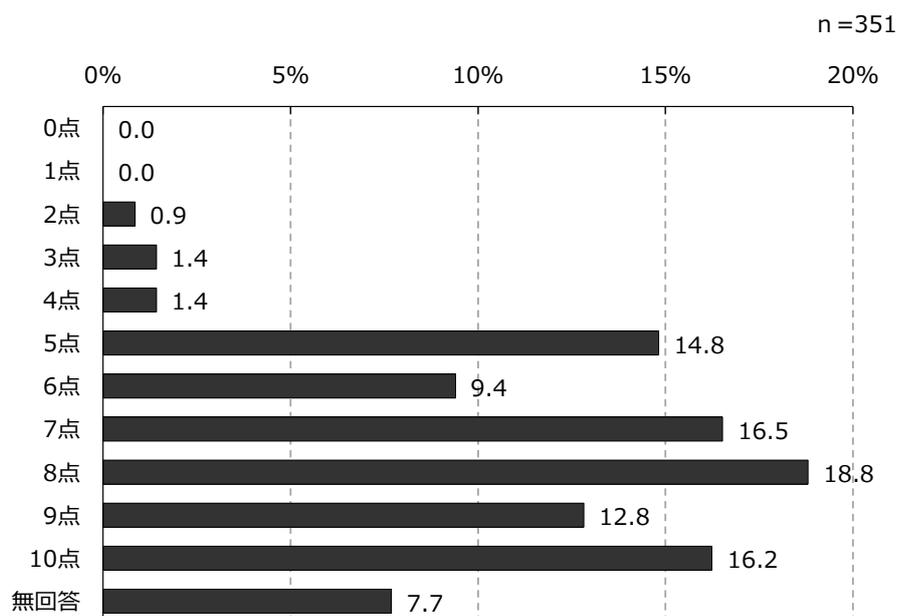
#### ■テーマ3 幸福度について

##### ○主観的幸福感について、みてみます。

問7 健康について

(2) あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、あてはまる点数1つに○）

現在の幸福度は、「8点」が18.8%で最も多く、次いで「7点」が16.5%、「10点」が16.2%、「5点」が14.8%、「9点」が12.8%となっています。

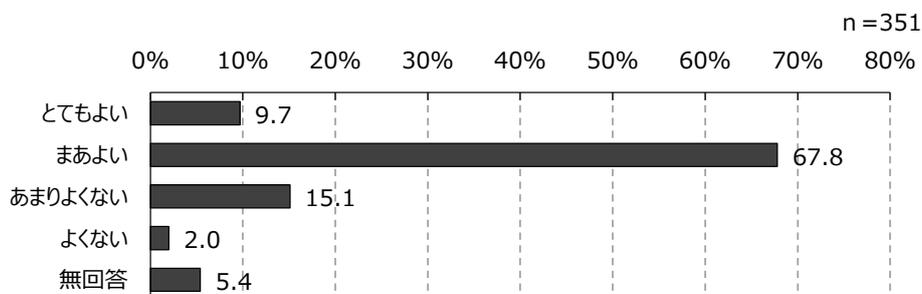


##### ○主観的健康観について、みてみます。

問7 健康について

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか

現在の健康状態は、「まあよい」が67.8%で多数を占め、「あまりよくない」が15.1%、「とてもよい」が9.7%、「よくない」が2.0%となっています。

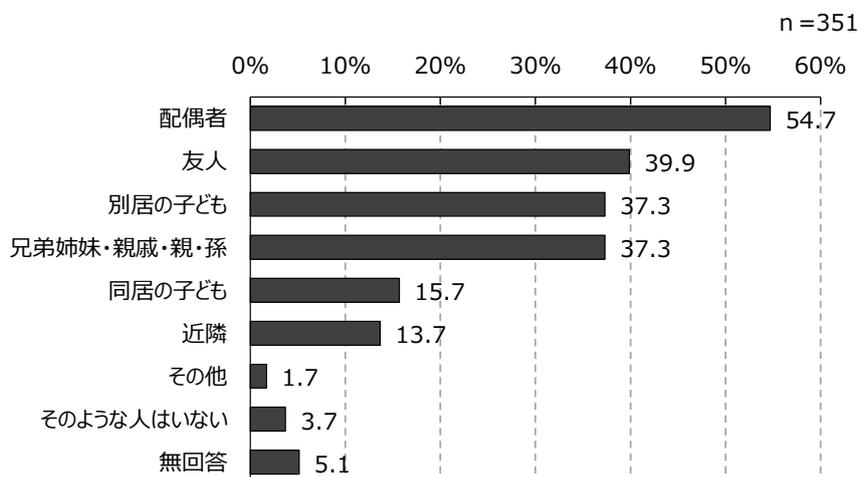


○情緒的サポートをくれる相手について、みてみます。

問6 たすけあいについて（あなたとまわりの人の「たすけあい」について）

（1）あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）

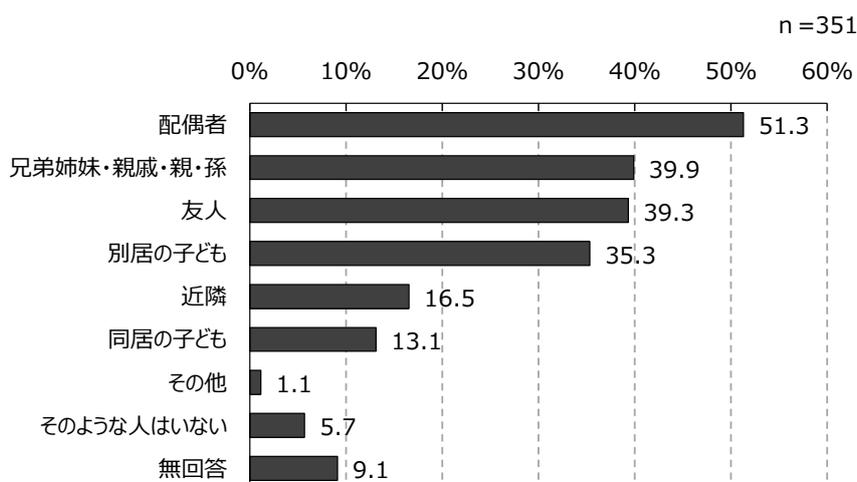
「配偶者」が54.7%で最も多く、次いで「友人」が39.9%、「別居の子ども」及び「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が同率で37.3%、「同居の子ども」が15.7%となっています。



○情緒的サポートを与える相手について、みてみます。

問6（2）反対に、あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人（複数回答）

「配偶者」が51.3%で最も多く、次いで「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が39.9%、「友人」が39.3%、「別居の子ども」が35.3%、「近隣」が16.5%となっています。

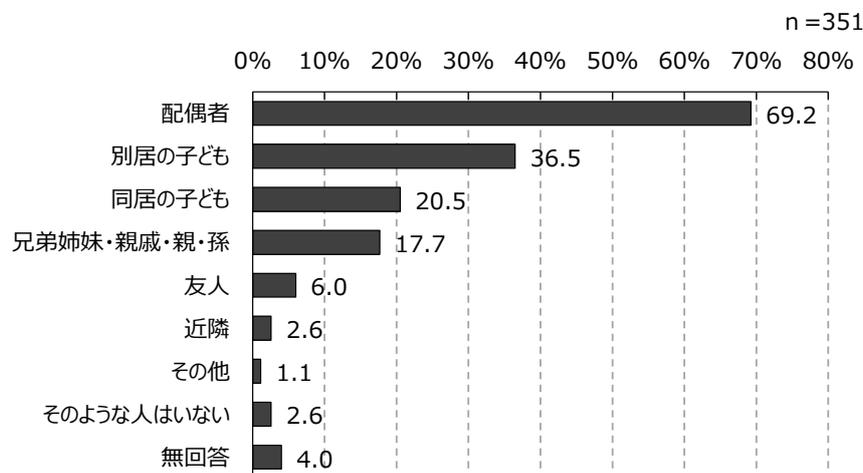


### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

#### ○手段的サポートをくれる相手について、みてみます。

問6（3）あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（複数回答）

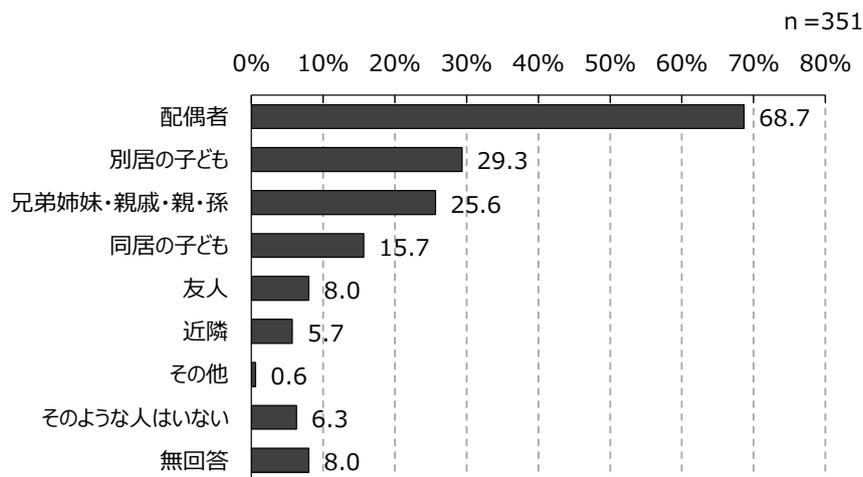
「配偶者」が69.2%で最も多く、次いで「別居の子ども」が36.5%、「同居の子ども」が20.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が17.7%、「友人」が6.0%となっています。



#### ○手段的サポートを与える相手について、みてみます。

問6（4）反対に、看病や世話をしてあげる人（複数回答）

「配偶者」が68.7%で最も多く、次いで「別居の子ども」が29.3%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が25.6%、「同居の子ども」が15.7%、「友人」が8.0%となっています。

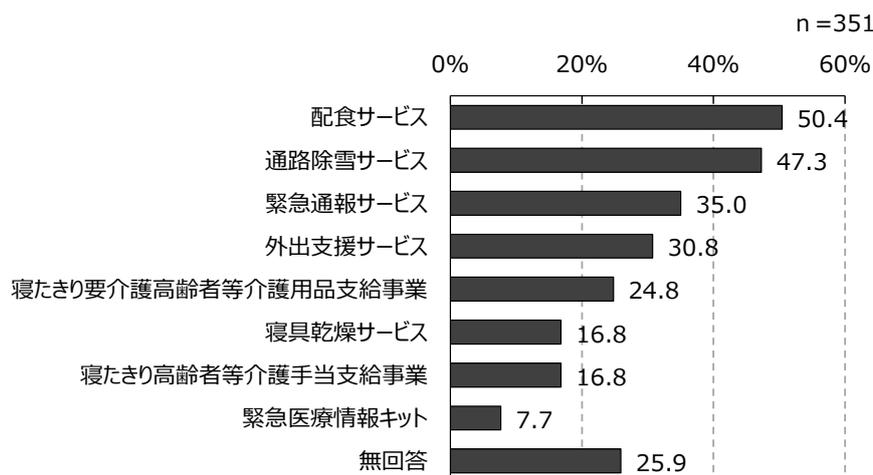


■テーマ4 剣淵町の高齢者福祉サービス等について

問8 剣淵町の高齢者福祉サービス等について

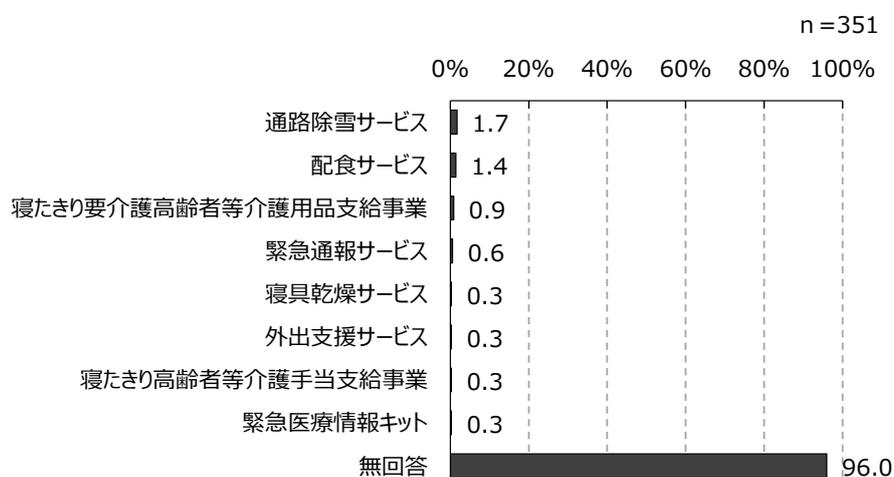
(1) 剣淵町で実施している高齢者福祉サービスについて「知っている」ものを教えてください  
(複数回答)

「配食サービス」が50.4%で最も多く、次いで「通路除雪サービス」が47.3%、「緊急通報サービス」が35.0%、「外出支援サービス」が30.8%、「寝たきり要介護高齢者等介護用品支給事業」が24.8%となっています。



問8 (2) 剣淵町の高齢者福祉サービスについて、過去1年間に「利用しているもの」のみを教えてください (複数回答)

「通路除雪サービス」が1.7%、「配食サービス」が1.4%、「寝たきり要介護高齢者等介護用品支給事業」が0.9%、「緊急通報サービス」が0.6%、「寝具乾燥サービス」、「外出支援サービス」、「寝たきり高齢者等介護手当支給事業」及び「緊急医療情報キット」が同率で0.3%となっています。



### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

問8 (3) 次の高齢者福祉サービスについて、「今後利用したいかどうか」を教えてください。対象のサービスを利用したことがなくてもお聞かせください

各サービスについて今後の利用意向をみると、配食サービスでは、「今後利用したい」が40.7%、「利用の考えはない」が25.6%、となっています。

通路除雪サービスでは、「今後利用したい」が35.6%、「利用の考えはない」が23.6%となっています。

寝具乾燥サービスについては、「今後利用したい」が14.5%、「利用の考えはない」が29.6%となっています。

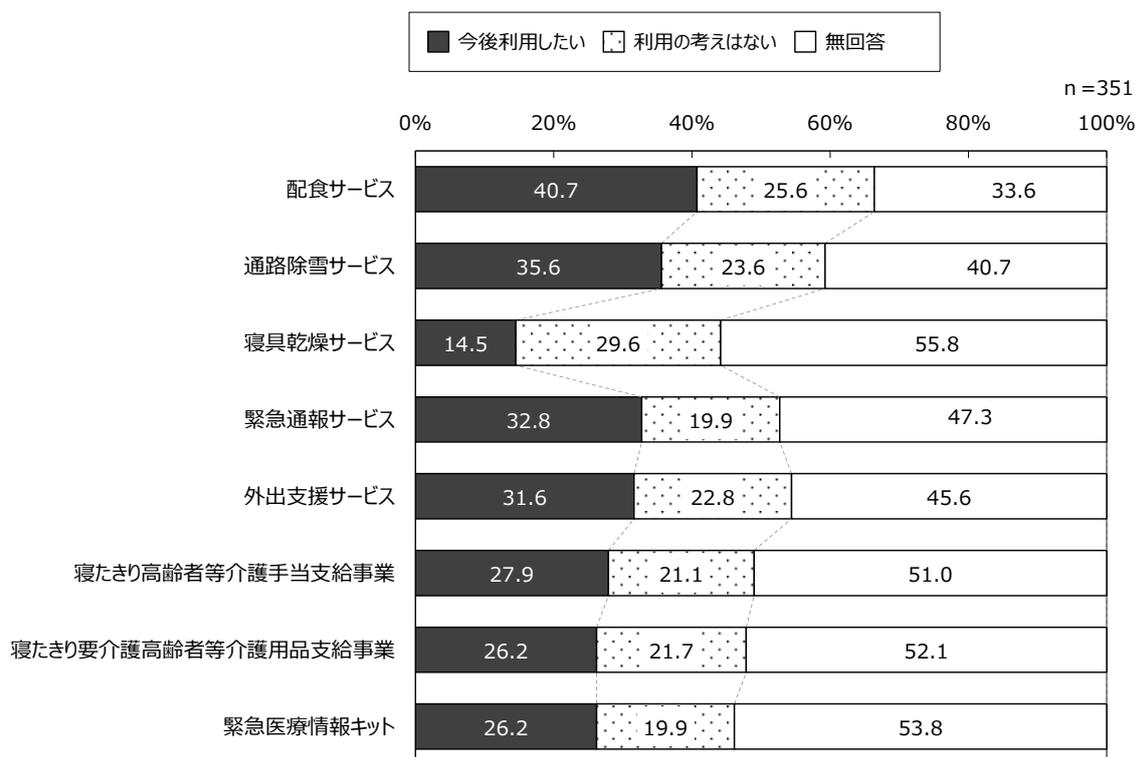
緊急通報サービスでは、「今後利用したい」が32.8%、「利用の考えはない」が19.9%となっています。

外出支援サービスでは、「今後利用したい」が31.6%、「利用の考えはない」が22.8%となっています。

寝たきり高齢者等介護手当支給事業については、「今後利用したい」が27.9%、「利用の考えはない」が21.1%となっています。

寝たきり要介護高齢者等介護用品支給事業では、「今後利用したい」が26.2%、「利用の考えはない」が21.7%となっています。

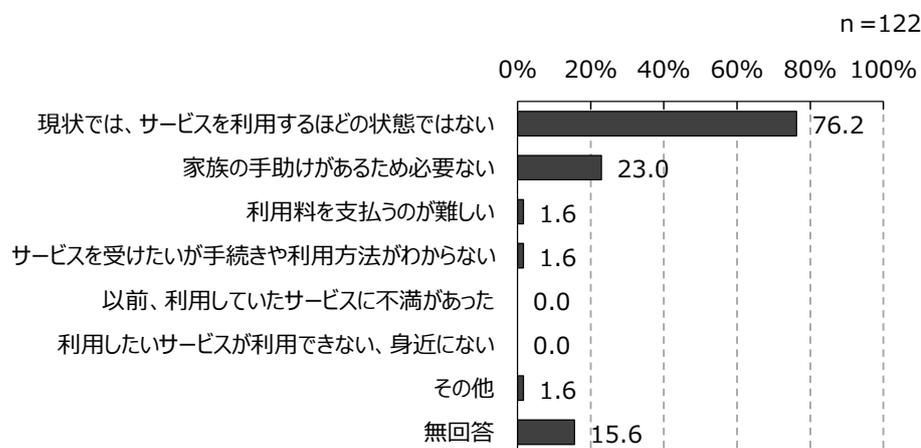
緊急医療情報キットの利用意向については、「今後利用したい」が26.2%、「利用の考えはない」が19.9%となっています。



問8【(3)でサービスの「2. 利用の考えはない」をひとつでも選択した方のみお答えください。】

(3)-① 剣淵町の高齢者福祉サービスの利用を希望しない理由は何ですか（複数回答）

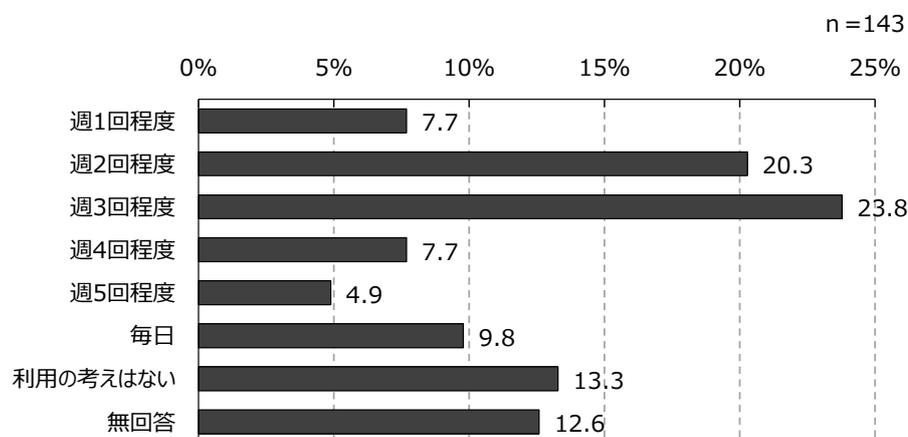
利用を希望しない理由については、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が76.2%で多数を占め、「家族の手助けがあるため必要ない」が23.0%、「利用料を支払うのが難しい」及び「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」が同率で1.6%となっています。



問8【(3)で「1. 配食サービス」の「1. 今後利用したい」を選択した方のみお答えください。】

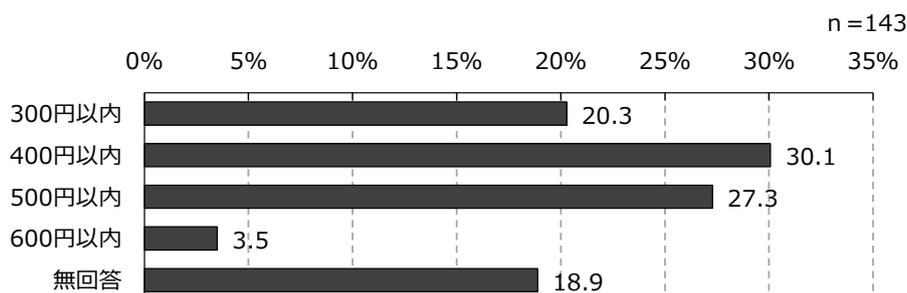
(3)-② 「配食サービス」を利用する場合、1週間のなかで何回程度利用したいですか

1週間の利用頻度については、「週3回程度」が23.8%で最も多く、次いで「週2回程度」が20.3%、「毎日」が9.8%、「週1回程度」と「週4回程度」が7.7%、「週5回程度」が4.9%となっています。一方、「利用の考えはない」が13.3%となっています。



問8 (3)-③ 「配食サービス」1食の利用料はどのくらいを希望しますか

1食の利用料については、「400円以内」が30.1%で最も多く、次いで「500円以内」が27.3%、「300円以内」が20.3%、「600円以内」が3.5%となっています。



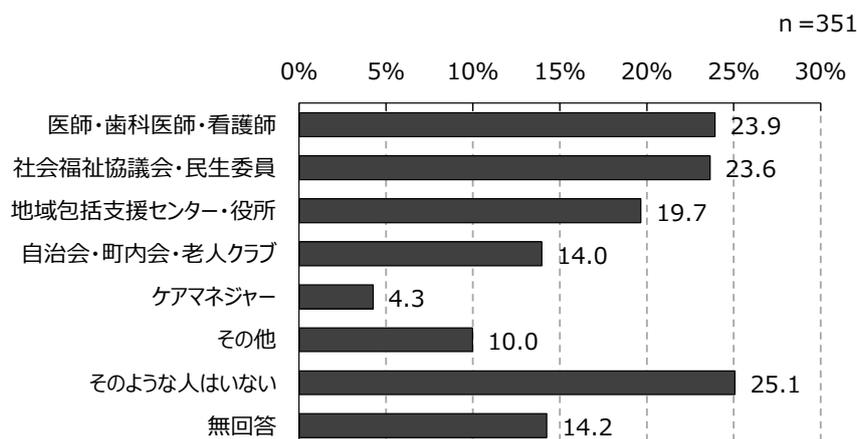
### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

#### ■テーマ5 相談先などについて

問6 たすけあいについて（あなたとまわりの人の「たすけあい」について）

（5）家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください（複数回答）

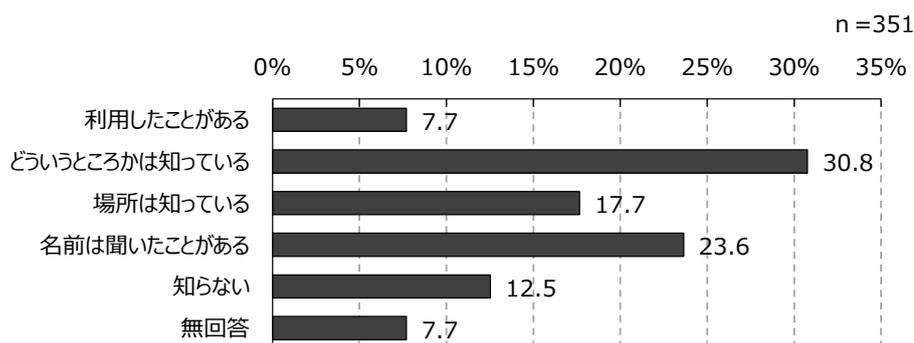
「医師・歯科医師・看護師」が23.9%、「社会福祉協議会・民生委員」が23.6%、「地域包括支援センター・役所」が19.7%、「自治会・町内会・老人クラブ」が14.0%となっています。一方、「そのような人はいない」が25.1%で最も多くなっています。



問6（6）町には高齢者に関することで困っていることや不安に思っていることなどを相談できる

「地域包括支援センター」があります。あなたは、剣淵町健康福祉総合センター内にある「地域包括支援センター」をご存知ですか

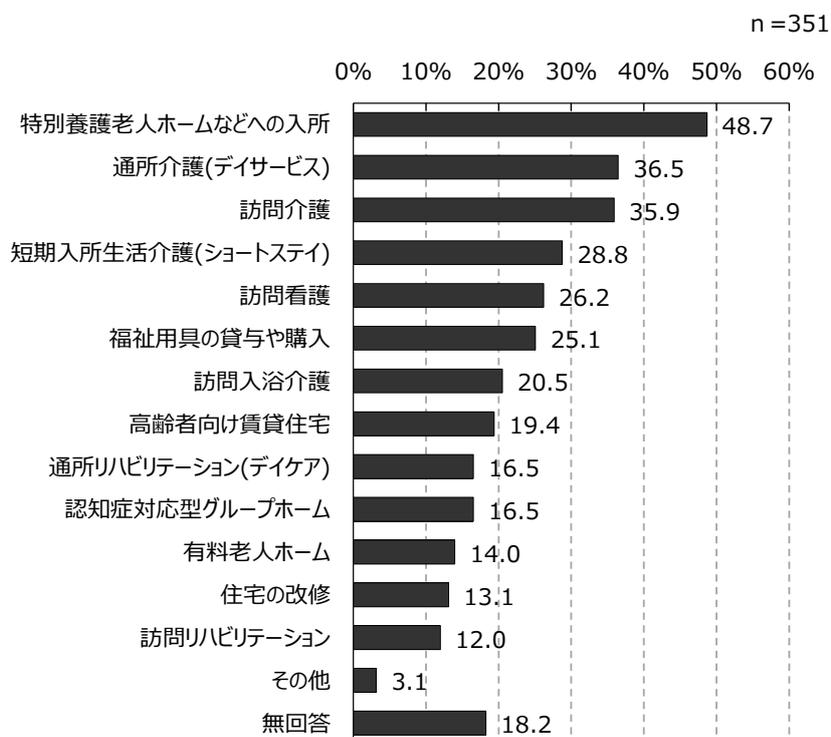
地域包括支援センターの認知度については、「どういうところかは知っている」が30.8%で最も多く、次いで「名前は聞いたことがある」が23.6%、「場所は知っている」が17.7%、「知らない」が12.5%、「利用したことがある」が7.7%となっています。



問8 剣淵町の高齢者福祉サービス等について

(5) 将来、介護を必要とする状態になったとき「利用したい」サービスはどれですか(複数回答)

将来、介護を必要とする状態になったとき「利用したい」サービスについては、「特別養護老人ホームなどへの入所」が48.7%で最も多く、次いで「通所介護(デイサービス)」が36.5%、「訪問介護」が35.9%、「短期入所生活介護(ショートステイ)」が28.8%、「訪問看護」が26.2%となっています。



3

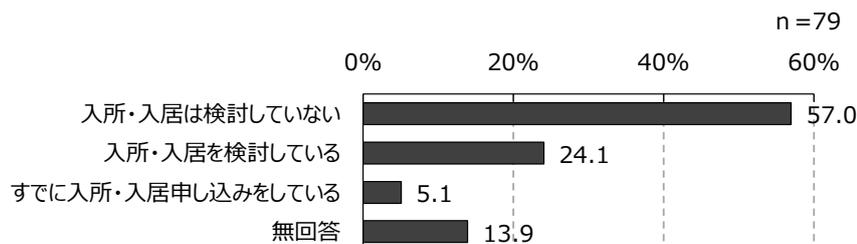
在宅介護実態調査結果概要

本計画・施策の論点となるテーマを設定し、アンケートの結果概要をみてみます。

■テーマ1 要介護者の在宅生活の継続（支援・サービスの提供体制の検討）

問7 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください

「入所・入居は検討していない」が57.0%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が24.1%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が5.1%となっています。



○介護者が不安になる介護内容について

問6 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について教えてください（複数回答）

主な介護者の方が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が42.3%で最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が32.7%、「食事の準備（調理等）」が28.8%、「入浴・洗身」及び「その他の家事（掃除、洗濯、買物等）」が同率で23.1%となっています。

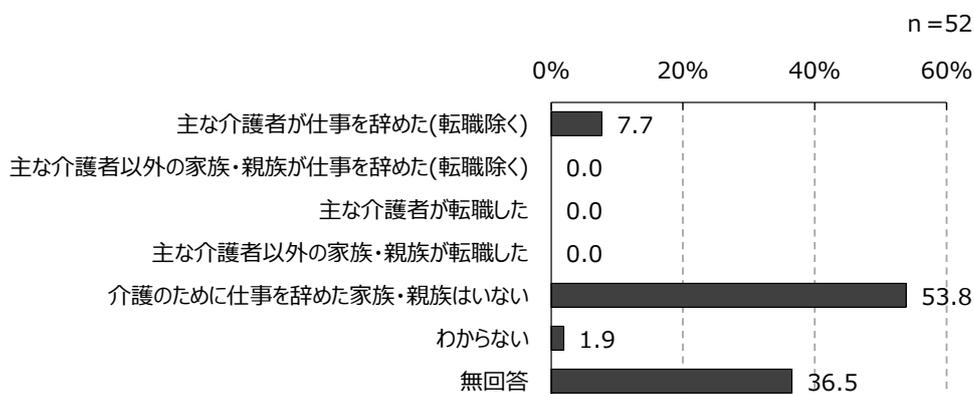


■テーマ2 介護者の就労継続（両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討）

B票 主な介護者の方について、うかがいます

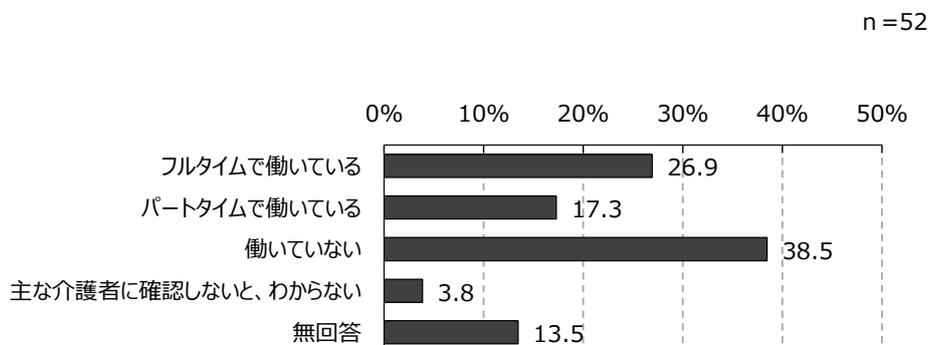
問1 ご家族やご親族の中で、ご本人（あて名の方）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が53.8%で最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が7.7%、「わからない」が1.9%となっています。



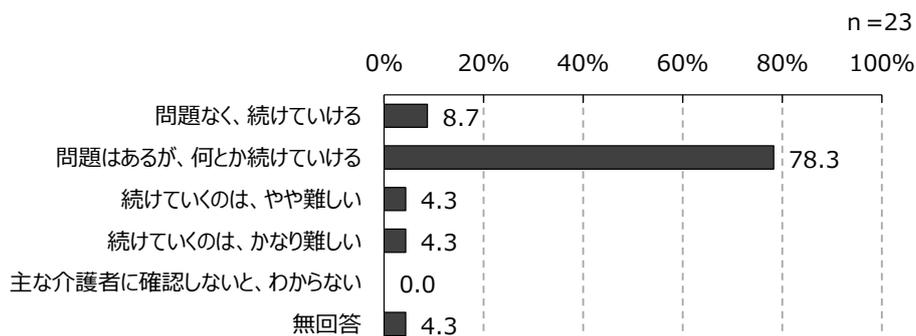
問7 主な介護者の方の現在の勤務形態について教えてください

主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」が38.5%で最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が26.9%、「パートタイムで働いている」が17.3%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が3.8%となっています。



問10 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

「問題はあるが、何とか続けていける」が78.3%で多数を占め、「問題なく、続けていける」が8.7%、「続けていくのは、やや難しい」及び「続けていくのは、かなり難しい」が同率で4.3%となっています。

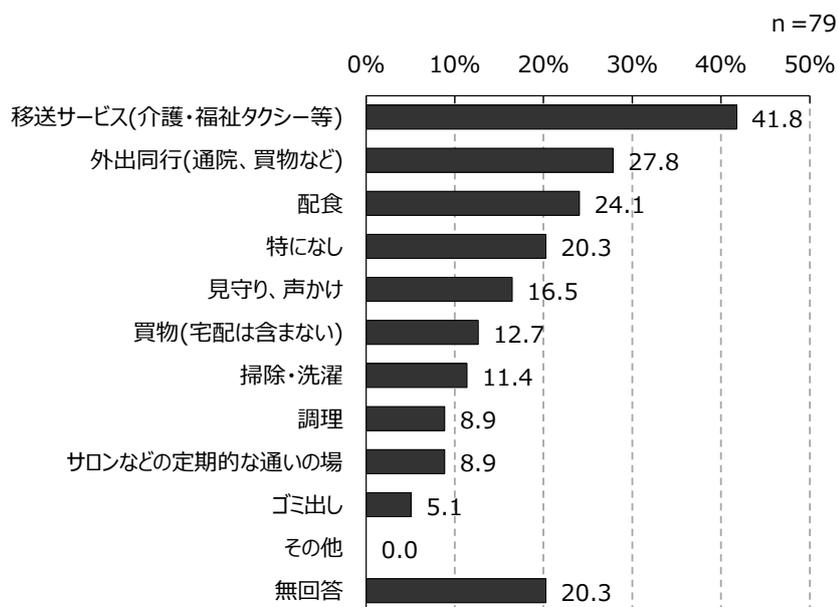


### 第3章 高齢者ニーズ調査結果

#### ■テーマ3 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討

問18 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について教えてください（複数回答）

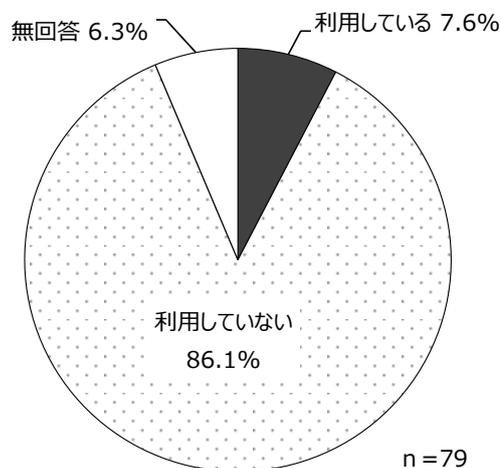
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が41.8%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買物など）」が27.8%、「配食」が24.1%、「特になし」が20.3%、「見守り、声かけ」が16.5%となっています。



#### ■テーマ4 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

問9 ご本人（あて名の方）は、現在、訪問診療を利用していますか

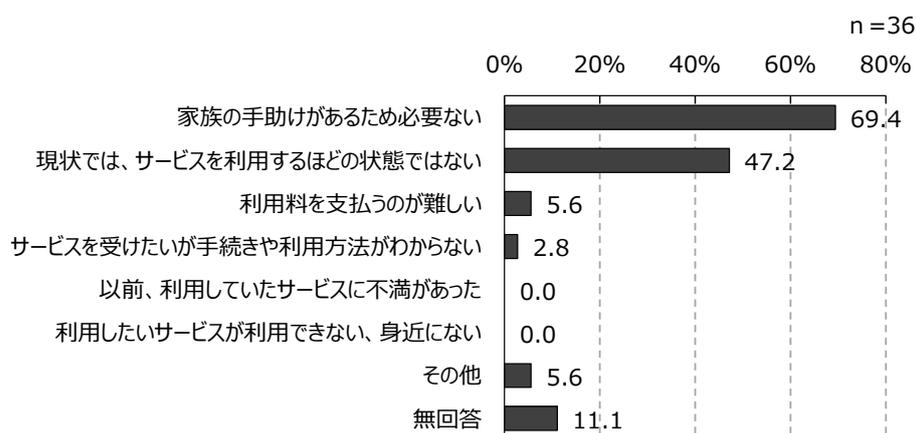
訪問診療の利用については、「利用していない」が86.1%と多数を占め、「利用している」が7.6%となっています。



## ■テーマ5 サービス未利用の理由について

問17 (1) 剣淵町の高齢者福祉サービスの利用を希望しない理由は何ですか（複数回答）

希望しない理由については、「家族の手助けがあるため必要ない」が69.4%で最も多く、次いで「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が47.2%、「利用料を支払うのが難しい」及び「その他」が同率で5.6%、「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」が2.8%となっています。





## 第4章 高齢者の将来推計

---



# 第4章

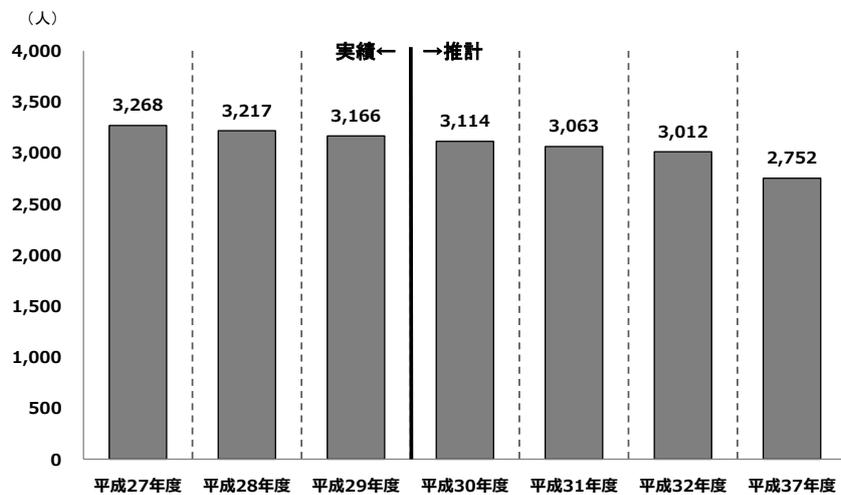
# 高齢者の将来推計

## 1

## 人口の将来推計

### (1) 総人口の見込み

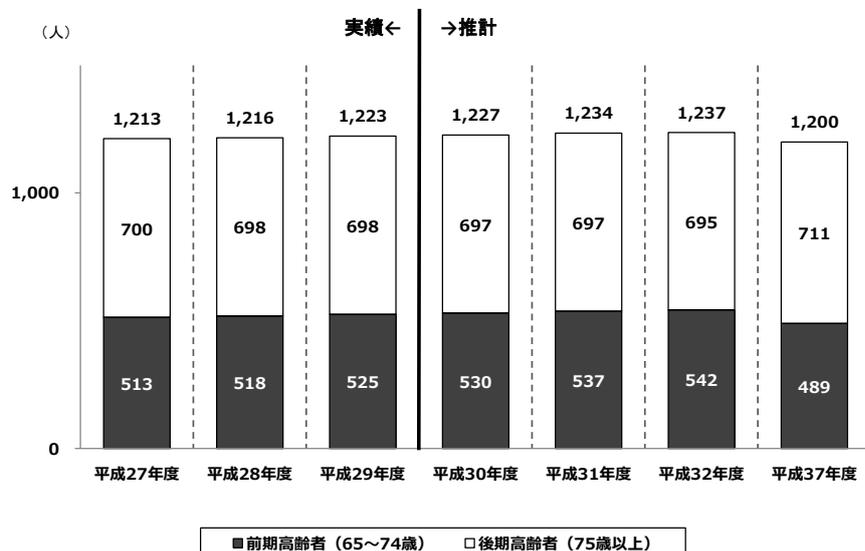
今後の総人口は、平成27年度以降、緩やかな減少傾向となり、平成37(2025)年度の総人口は2,752人となることを見込まれます。



資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値については各年度10月1日現在）

### (2) 高齢者数の見込み

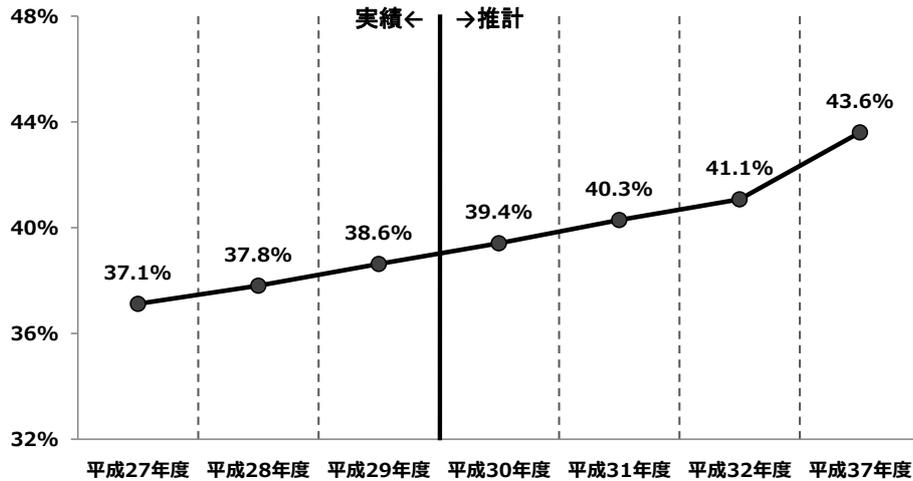
高齢者数は、横ばい傾向が続くことが想定されます。推計によると、平成37(2025)年度には1,200人となることを見込まれます。



資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値については各年度10月1日現在）

## 第4章 高齢者の将来推計

高齢化率は、総人口が減少傾向にあり、高齢者数は横ばい傾向が続くことから、平成30年からの3年間で約2ポイント上昇し、平成37(2025)年度には43.6%となることが見込まれます。



資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値については各年度10月1日現在）

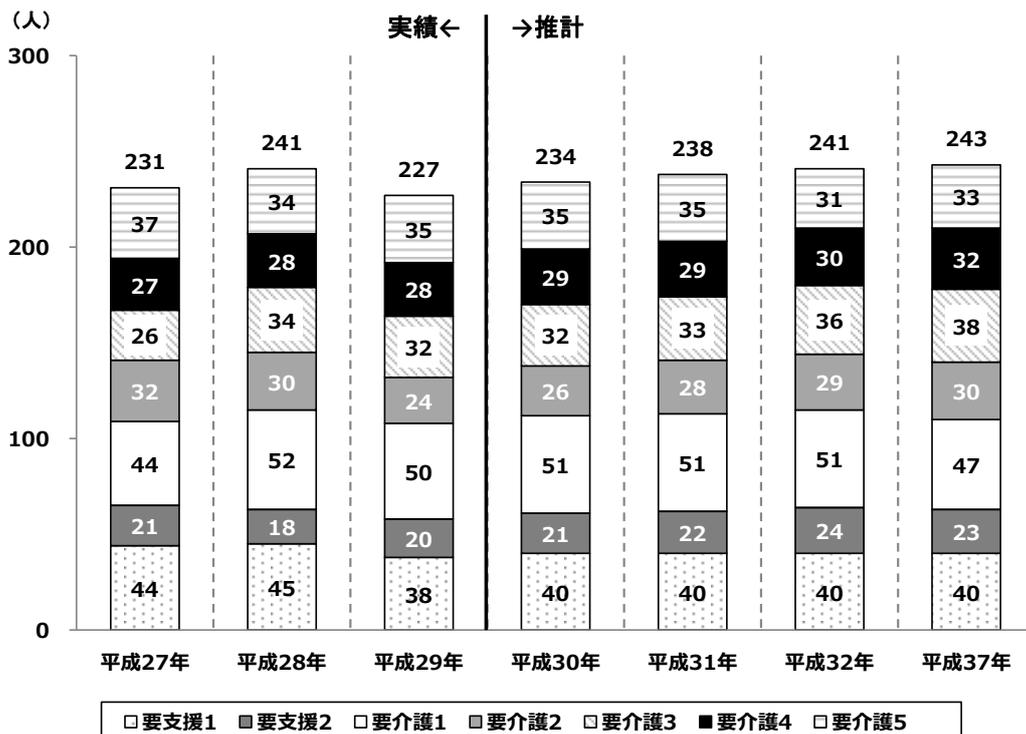
## 2

## 要介護認定者数の見込み

要介護認定者数は、高齢者数の微増傾向に伴い、微増傾向となることが想定されます。

平成27年から平成29年の実績を基に、性別、介護度別、年齢別に推計し、積み上げたものです。推計によると、平成37(2025)年には243人となることが見込まれます。

また、要介護認定者の合計数における、要介護度別割合は、「要支援2」と「要介護2」は小さく、それ以外は横ばいになると見込まれます。



資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値については各年9月末現在・平成29年は見込み）

## **第 5 章 計画策定に向けた国の動向**

---



# 第5章

## 計画策定に向けた国の動向

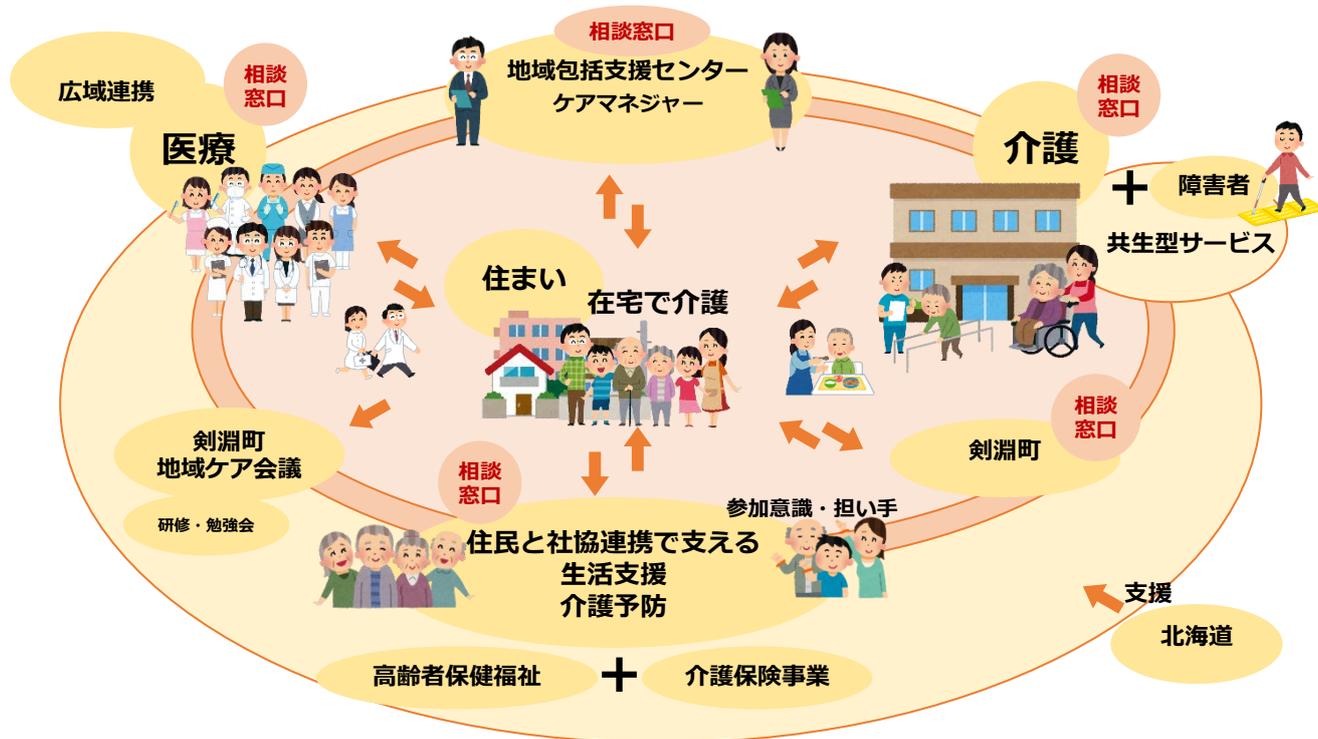
重点取り組み事項

1

### 地域包括ケアシステムの深化・推進について

団塊の世代が75歳以上となる、平成37（2025）年を目処に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、十分な介護サービスの確保だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的にできる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を深化・推進していきます。

地域包括ケアシステムの将来イメージ



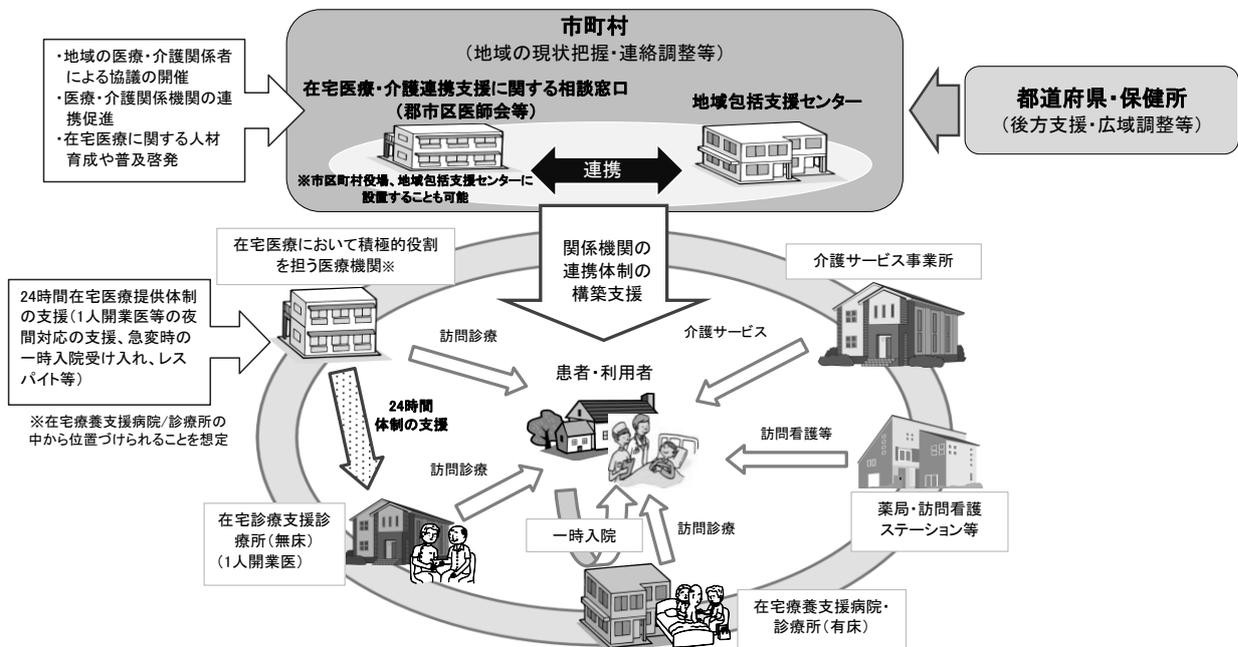
注：●相談窓口は、今後の設置検討事項を含んでいます。

## 第5章 計画策定に向けた国の動向

### (1) 在宅医療・介護の連携推進

- 在宅医療・介護の連携推進は、介護保険法の地域支援事業に位置づけられています。
- 在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要であり、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域の医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備を推進します。
- 退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備を図っていきます。
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーションの専門職等の医療関係職種と介護福祉士、介護支援専門員等の介護関係職種等、関係者間の連携を推進するとともに、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進します。

#### 在宅医療・介護の連携推進の方向性イメージ



○医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

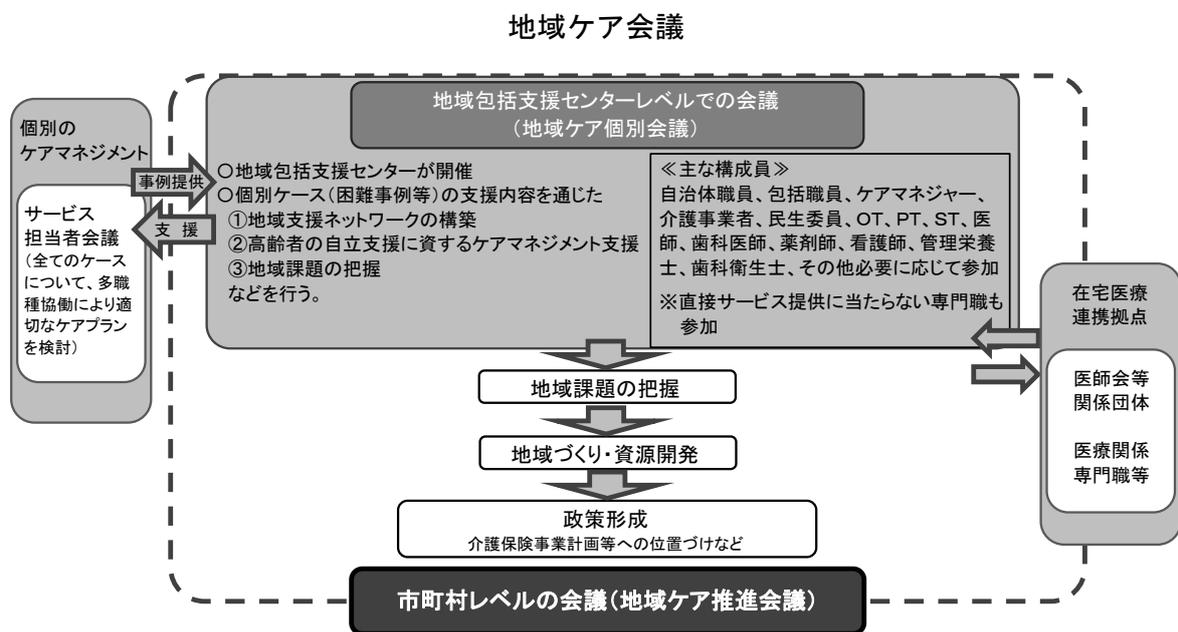
- ・診療所 ・在宅療養支援診療所 ・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・病院 ・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

\*厚生労働省資料より抜粋

## (2) 地域ケア会議の充実

- 「地域ケア会議」は、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取り組を進める必要があります。
- 個別事例の課題の解決を図るとともに分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、多職種連携・協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させていきます。
- 介護保険法の改正（平成27年4月1日施行）において、市町村は介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くよう努めていきます。

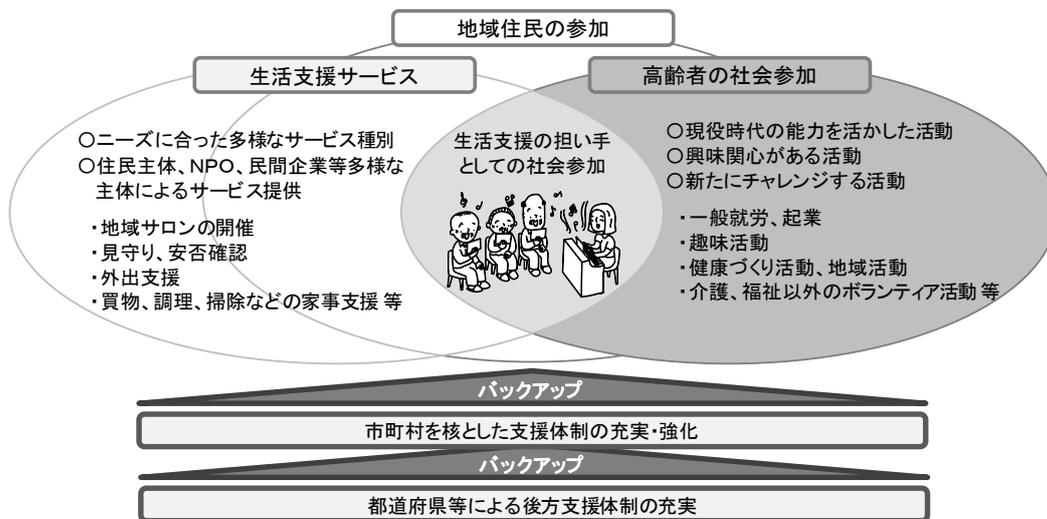


\*厚生労働省資料より抜粋

### (3) 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 介護保険法の地域支援事業に位置づけられています。
- 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置。  
ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行います。
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用等を通じて、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ることが必要です。
- 単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者、軽度（要介護1・2）の要介護者が増加し、生活支援の必要性が増加すると見込まれています。
- 日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために、買物・調理・掃除などの家事支援や見守り・安否確認、外出支援、地域サロンの開催など多様な生活支援サービスを整備していきます。
- 高齢者が社会参加し、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながります。

生活支援サービスと高齢者の社会参加



\*厚生労働省資料より抜粋

## 2

## 地域共生社会の実現に向けた取組

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロの実現」に向けた取組として「地域共生社会の実現」が設定されました。

これを受けて厚生労働省では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を打ち出しました。地域を基盤とする包括的支援を強化するため、障がい者（児）と高齢者が同一事業所で訪問介護、デイサービス、ショートステイなどを受けやすくするため、新たに共生型サービスを位置づけることとしました。

## 「地域共生社会」実現の全体像イメージ

- ◆厚生労働省では、“「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部”を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけるとともに、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定等に向け、部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

## 「地域共生社会」実現の全体像イメージ

## 我が事・丸ごとの地域づくり

- ◇住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ◇市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ◇地域づくりの総合化・包括化（地域支援事業の一体的実施と財源の確保）
- ◇地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化等

## サービス・専門人材の丸ごと化

- ◇公的福祉サービスの総合化・包括化（基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備）
- ◇専門人材のキャリアパスの複線化（医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大）等

（「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」厚生労働省 H28. 7. 15 より）

次期、北海道医療計画・地域医療計画の中で、本格的な議論が始まることとなっています。

3

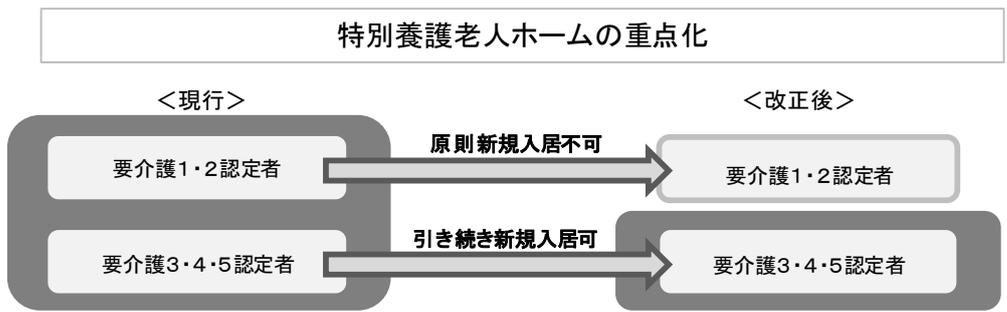
介護サービスの効率化・重点化

(1) 特別養護老人ホームの中重度者への重点化

- 既入所者は除き、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を、要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化します。
- 他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に入所を認めていきます。

参考：要介護1・2であっても特別養護老人ホームへの入所が必要と考えられる場合  
 （詳細については今後検討）

- ・知的障がい・精神障がい等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難
- ・家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠
- ・認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要



\*厚生労働省資料より抜粋

## (2) 法令・制度改正・国の動き

### 地域包括ケアシステムの深化・推進

<p>(1) 自立支援や介護予防、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進</p> <p>【平成30年4月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援や介護予防・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化</li> <li>・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載</li> <li>・都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の規定の整備など</li> </ul>
<p>(2) 医療・介護の連携の推進【平成30年8月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな介護保険施設「介護医療院」を創設し、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供（日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と、生活施設とを兼ね備えたもの）</li> <li>・介護療養病床（現行）の経過措置期間は6年間延長（平成29年度末→平成35年度末）</li> <li>・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備</li> </ul>
<p>(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等【平成30年8月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と行政との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の上位計画として共通事項を定めた、地域福祉計画策定の努力義務</li> <li>・介護保険と障がい福祉サービスに新たに、共生型サービスを位置づけ</li> </ul>



## 第6章 高齢者施策の将来ビジョン

---



# 第6章

## 高齢者施策の将来ビジョン

### 1

### 剣淵町の目指す高齢化社会

剣淵町は平成 37（2025）年には、65 歳以上の高齢者は 1,200 人と平成 29（2017）年と比較して約 2%弱減少します。総人口が 2,752 人と大きく減少することに伴い、高齢化率は 43.6%と 2.29 人に 1 人が高齢者になる見込みです。独居や高齢者世帯の増加も見込まれることから、地域で高齢者を支える体制づくりを引き続き目指していきます。

高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進をする施策について、以下のとおりに進めていきます。

#### ○在宅医療・介護の連携推進

近隣病院と在宅医療・介護連携を地域包括支援センターが中心となって、体制作りを進め、病院の退院時調整ができるように検討をしていきます。

#### ○認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームを設置するために、専門医の確保を広域で対応できるよう進めます。認知症地域支援推進員の設置については、地域包括支援センターが役割を担うとともに、現在、定期的に開催されている地域ケア会議の保健福祉医療の構成メンバーが担っていくことで初期対応や情報の共有に引き続き努めます。

#### ○地域ケア会議の充実

現在の体制を維持し、今後も関係機関・関係団体も必要に応じて参加できる体制を構築します。

#### ○高齢者の社会参加

社会福祉協議会の事業であるボランティアセンターやサロン事業の普及について連携して引き続き推進を図ります。また、見守りネットワークや有償ボランティアについても研究していきます。更に、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成に努めます。

#### ○生活支援サービスの充実

社会福祉協議会の託老事業や町内のデイサービスの体制について検討するほか、町内サービス事業者による新規事業展開についても相談支援を継続します。また、認知症高齢者グループホームの利用料等助成事業を行い、緊急時のショートステイ利用に向けた体制整備も検討します。更に、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービス事業者などの情報共有及び連携強化の場として、協議体の設立に努めます。

#### ○日常生活支援総合事業

対象者のサービス利用におけるケアマネジメントを実施するとともに、現在の事業を継続していきます。

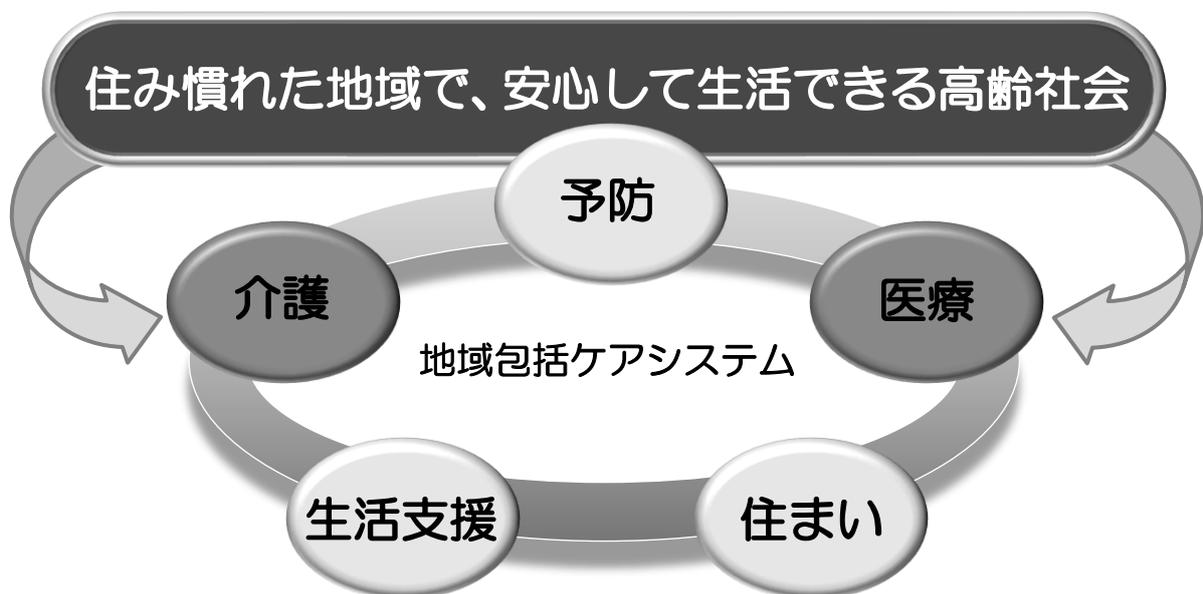
## 第6章 高齢者施策の将来ビジョン

以上の点を踏まえて、本計画においては、目指すべき高齢社会像（基本テーマ）や基本理念について、原則として第6期計画を引き継ぎ、施策を継続していきます。

### （1）高齢社会像

第5期剣淵町総合計画の保健福祉分野の基本方向となる「優しく、健やかな人を育むまちをつくる」ため、地域包括ケアシステムの考え方を基に、豊富な経験と知識を生かし、高齢者本人や家族の支えによる『自助』、住民相互の支え合いや、団体・事業者等の地域による見守りなどの『共助』、行政・福祉・医療などの公的サービスによる『公助』が連携・協働して、健康で生きがいに満ちた「高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できる社会」の実現を目指します。

#### 高齢社会像



### （2）基本理念

高齢社会像の実現に向けて、常に念頭に置くべき基本理念として「だれもが 1. 安心して自分らしく暮らすこと 2. 元気で楽しく暮らすこと 3. 支え合って暮らすこと」を掲げるものとします。

#### だれもが

1. 安心して自分らしく暮らすこと
2. 元気で楽しく暮らすこと
3. 支え合って暮らすこと

## 2

## 第7期計画の基本目標

基本理念を踏まえた、第7期計画策定の基本目標は次のとおりです。

## 目標1

## 高齢者福祉の推進……安心して自分らしく暮らすために

高齢になっても元気で暮らせるように、また、介護が必要になっても住み慣れた地域で家族と共にいきいきと暮らすことができるよう住み慣れた地域での生活を継続するための地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組んでいきます。

## 目標2

## 健康づくりの推進……元気で楽しく暮らすために

いつまでも住み慣れた地域で、健康で生きがいに満ちた「活動的な85歳」の実現を目指し、さらなる健康づくりの推進に努めます。また、高齢者の寝たきり予防や認知症予防などの地域支援事業による「介護予防事業」は、より一層の取組を進めます。

## 目標3

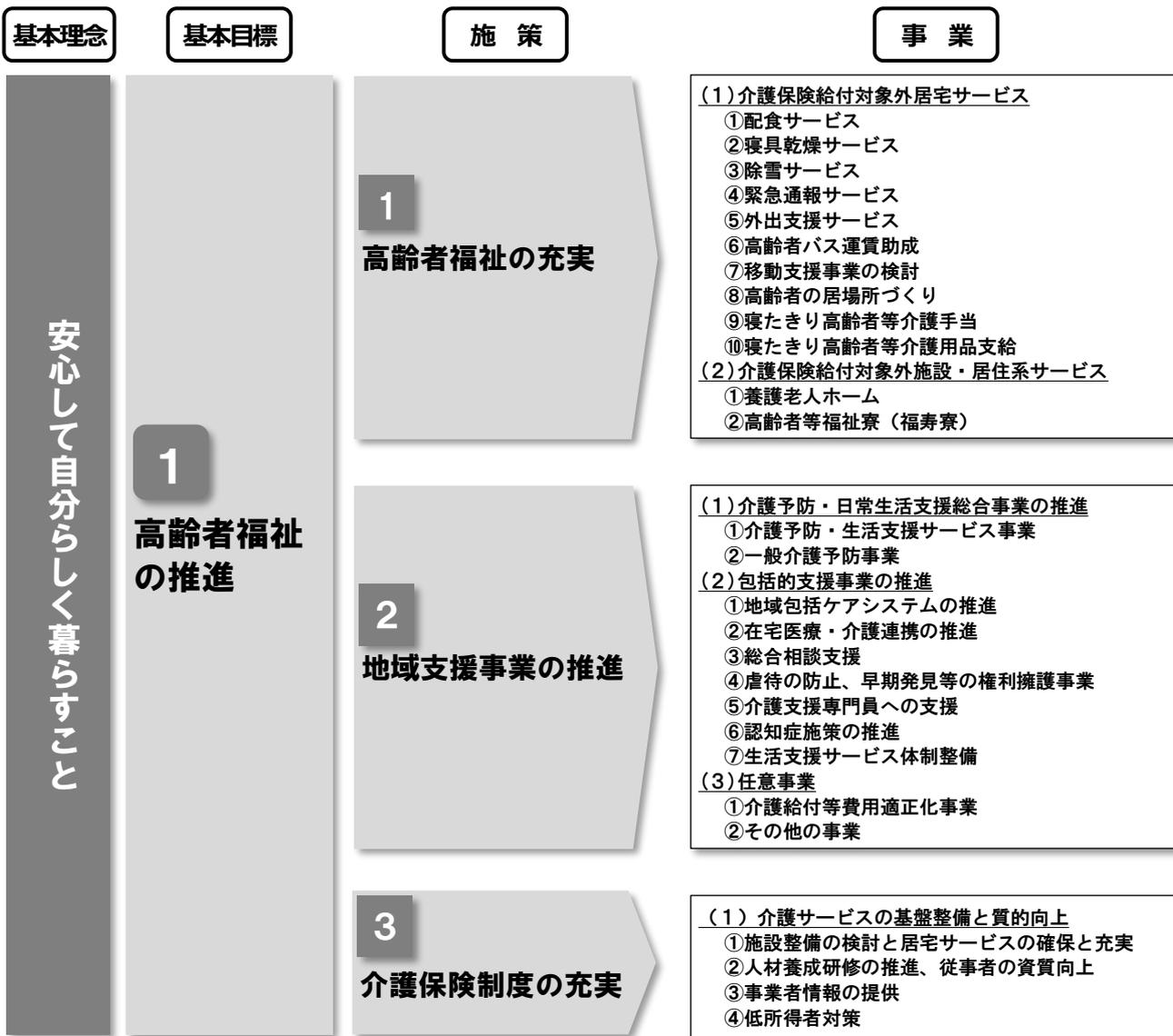
## 地域生活支援体制の強化……支え合って暮らすために

高齢者がいきいきと生活を送ることができるように、地域に住む高齢者を地域住民全体で支援していく地域社会を目指すために、共生社会の実現とサポート体制の強化育成に努めます。

3

施策体系

目標達成に向けた施策の取組  
 (住み慣れた地域で、安心して生活できる高齢社会)







## 第7章 高齢者福祉施策の推進

---



# 第7章

# 高齢者福祉施策の推進

## 基本目標1：高齢者福祉の推進

### 1

### 高齢者福祉の充実

#### (1) 介護保険給付対象外居宅サービス

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域や環境の中で、安心して自立した生活を営むことができるよう介護保険サービスを補完する多様な生活支援サービスを提供します。

##### ①配食サービス

65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、心身の障がい又は疾病の理由により在宅での日常生活を営むのに支障があると認められた方に対し、栄養バランスのとれた食事を提供し、安否の確認を行っています。

今後も、高齢者の調理負担軽減を図り、栄養バランスのとれた食事を提供することが重要であり、需要も見込まれるので現行のまま継続します。

##### ②寝具乾燥サービス

65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、心身の障がい又は疾病の理由により在宅での日常生活を営むのに支障があると認められた方に対し、寝具等の衛生管理のため、寝具乾燥機の貸出しを行います。

平成28年度においては、利用がなかったため、地域包括支援センター・社会福祉協議会と連携し、サービスが必要な高齢者への周知に努めます。

##### ③除雪サービス

65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、心身の障がい又は疾病の理由により在宅での日常生活を営むのに支障があると認められた方に対し、冬期間（11月から翌年3月）の生活環境を確保するため、一定量の降雪があるときに居宅と一般道路までの通路と、軒下で窓のある個所の除雪を高齢者事業団に委託して行っています。

今後も、高齢者の生活通路等の確保を行うことで、冬の生活を安心して過ごしていただけるよう、現行のまま継続し、市街地だけでなく町内全体の高齢者が安心して暮らせる環境をサポートします。

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### ④緊急通報サービス

65歳以上のひとり暮らしの老人で身体虚弱のため緊急時に機敏に行動することが困難な方や、寝たきり老人、又はこれに準ずると認められる者を抱える高齢者のみの世帯又はひとり暮らしの重度身体障がい者で緊急時に機敏に行動することが困難な方に対し、緊急通報装置（通信装置と携帯ペンダント）を貸与してきました。

災害、事故、急病などの緊急時に安全センターにワンタッチで通報でき、救急車両や安否確認の手配をしてもらえます。また、火災警報器も緊急通報装置に連動設置され、火災時に迅速に救急対応がとられます。

今後も、ワンタッチで安全センターと連絡を取り、普段の生活を安心して過ごしてもらえよう、現行のまま継続していきます。

### ⑤外出支援サービス

65歳以上の心身の障がい及び疾病等の理由により一般公共交通機関を利用することが困難な方で、町内にその者を医療機関に送迎することが可能な親族のいない方に対し、剣淵町内、士別市内の医療機関への通院で福祉タクシー等を利用する場合、年間56回（片道）を限度に利用料金の半額を助成してきました。

平成29年度から付添が必要と認められる方は、その付添人に対しても福祉タクシー等の利用料金を半額助成し、より通院しやすい環境をサポートしていきます。

### ⑥高齢者バス運賃助成

70歳以上の方で町営バス運行区域外に居住しているため、市街地に来る場合に町営バスを利用できない方に対し、バス運賃を助成してきました。東町、旭町の一部の道北バス停留所を利用される方が対象です。

計画どおりに実行されており、町有バス運行区域外の高齢者の移送手段を確保することができています。今後もバス運賃の助成を行います。

### ⑦移動支援事業の検討

行動制約者の多い高齢者の日常生活上の移動支援の方法について検討してきました。

現在、総務課で乗り合いタクシーじんじん号の運行を実施しており、今後も利用の促進を図るとともに、利用者の声を聞き、より使いやすいシステムとなるよう総務課と今後も連携していきます。

### ⑧高齢者の居場所づくり

社会福祉協議会が実施する、ふれあい昼食会事業などを活かしながら、閉じこもりがちな独居等の在宅高齢者の居場所づくりを進めています。

事業を実施することで目的を達成していることから、今後も継続して支援します。

### ⑨寝たきり高齢者等介護手当

65歳以上の在宅の寝たきり高齢者・認知症高齢者、65歳未満の重度心身障がい者、特定患者者を介護する家族への慰労金として支給しています。

介護者の負担軽減は重要なため、今後も継続し、在宅介護家族の支援に努めます。

## ⑩寝たきり高齢者等介護用品支給

在宅で寝たきり要介護高齢者等を介護する方に対し、介護に必要な介護用品を支給し、介護者の経済的な負担の軽減を図っています。

家族の負担軽減が図れていることから、今後も継続し、在宅介護家族の支援に努めます。

## 【事業量の実績及び目標】

サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配食サービス ※ (延人数)	1,061 人	1,337 人	732 人	730 人	730 人	730 人
寝具乾燥サービス (延人数)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
除雪サービス (延人数)	22 人	21 人	25 人	20 人	20 人	20 人
緊急通報サービス (延人数)	51 人	53 人	48 人	50 人	50 人	50 人
外出支援サービス (延人数)	191 人	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
高齢者バス運賃助成 (延人数)	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
寝たきり高齢者等介護手当 (延人数)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
寝たきり高齢者等介護用品支給 (延人数)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

※総合事業の実施に伴い、平成 29 年度から介護保険制度の地域支援事業においても配食サービス事業を実施しています。

## (2) 介護保険給付対象外施設・居住系サービス

介護保険事業及び在宅高齢者福祉の推進により、今後、養護老人ホームへの保護措置入所者が大きく増加する見込みはありませんが、新たな対象者については、近隣施設の利用により対応していきます。

高齢者福祉寮の入所者は高齢化が進んでいますが、自立した生活を基本として、見守り、生活相談などの支援を継続していきます。今後、自立度の低い利用者については、介護保険サービスによる支援計画を立てて対応していきます。また、増設に関しては、現在のところ新規の入所希望者・入所待機者はなく、今後の動向をみて検討することとします。

## ①養護老人ホーム

65 歳以上の高齢者で、環境上（虐待を受けている方含む。）に問題があり、かつ経済的に困窮している方で、自宅で生活することが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所手続や相談を行い、安定した生活を確保してきました。

国の制度に準じて措置しており、今後も現行のまま継続します。

## ②高齢者等福祉寮（福寿寮）

剣淵町内に居住する 60 歳以上の単身者等で生活環境、又は住宅事情等の理由で、現在住んでいる自宅における日常生活が困難な人や扶養義務者がいない人、又は家庭の事情により家族と同居して生活することが困難な人が入所する施設です。

毎日、生活支援員が声かけし、見守り及び高齢者が快適に生活できるよう、施設の環境整備を

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

実施し、計画通りに実行されていることから、今後も生活支援員の配置、声掛け、見守りを継続し、高齢者が安心して快適に生活していけるよう今後も努めます。

### 【事業量の実績及び目標】

施設の種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
養護老人ホーム (措置入所者数)	2 人	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
高齢者等福祉寮 (入所者数)	8 人	8 人	6 人	8 人	8 人	8 人

## 2

## 地域支援事業の推進

高齢者が元気に暮らしていくためには、生活習慣病予防の観点からの健康づくりと併せて、要支援・要介護状態になることを防ぐ介護予防が重要です。そのために、介護保険制度に基づく地域支援事業を通じて介護予防を推進していきます。

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。これまでのサービスの利用促進や、地域課題の把握・共有により、取り組んでいきます。

高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。しかし、75歳を超えると介護が必要な人の割合が増えている状況があることから、介護が必要となる前に適切な介護予防事業につなげていく取組が重要です。

更に、今まで、介護保険事業サービスの対象にならなかった方も、対象となっています。

総合事業は、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者に対して行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、全高齢者（65歳以上）及び高齢者の支援に関わる人を対象とした「一般介護予防事業」で構成されます。

#### ○対象者判定のための基本チェックリストについて

相談窓口において、生活の困り事等の相談をした高齢者に対して基本チェックリストを実施し、本人の状況やサービス利用の意向を聞き取ったうえで、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業及び介護保険給付）の振り分けを行います。その方に、適切なサービス利用と提供に努めるためのものです。

## ●総合事業を構成する各事業の概要及び対象者

種別	事業	概要	サービス
<b>介護予防・生活支援サービス事業</b>  <b>■対象者</b> ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者	訪問型サービス	対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。	訪問介護相当事業
	通所型サービス	対象者に対し、機能訓練やつどいの場等、日常生活上の支援を提供します。	通所介護相当事業 通所型サービス A（緩和基準サービス）
	その他の生活支援サービス	対象者に対し、栄養改善を目的とした配食や見守り等の支援を提供します。	配食サービス SOSネットワーク事業
	介護予防ケアマネジメント	対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。	利用者の状態・意向等を踏まえ、介護相談支援員等により行われています。
<b>一般介護予防事業</b>  <b>■対象者</b> ・第1号被保険者 ・介護支援のための活動に関わる者	介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握します。	基本チェックリスト配布及び、訪問
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。	介護予防講演会、介護予防講話、貯筋体操教室等
	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等による評価を行い、介護予防につなげます。	元気アップ教室 しゃきっと体操くらぶ
	地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。	・サロン事業の支援 ・ふまねっとくらぶ
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。	一般介護予防事業評価事業

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### ①介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された、閉じこもり・認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業対象者を対象に、必要な支援を実施します。

#### (ア) 訪問型サービス

#### ●訪問介護相当事業（ホームヘルプサービス）

■事業の概要	居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴や排せつ、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。
■現状と課題	現行相当のサービス事業所が1か所ある。休日の利用を町外のサービス事業所とともに担っている。
■今後の方針	各事業所に働きかけて緩和基準サービスの協力を依頼するとともに、有償ボランティア等の住民主体の支援体制についても検討する。

#### ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施回数（回/月）	—	—	42回	45回	45回	45回
延べ利用者（人）	—	—	12人	45人	45人	45人

#### (イ) 通所型サービス

#### ●予防通所介護相当事業（デイサービス）

■事業の概要	デイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図られるサービスです。
■現状と課題	リハビリに特化したデイと土曜日営業が町内にはないため近隣市のサービスを利用している。
■今後の方針	町内事業所への働きかけをするとともに、現状通り近隣市のサービス利用継続できるよう支援する。

#### ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施回数（回/月）	—	—	83回	90回	90回	90回
延べ利用者（人/月）	—	—	22人	25人	25人	25人

## ●通所型サービス A（緩和基準サービス）

■事業の概要	緩和した基準の人員体制等で利用料を軽減しています。デイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図られるサービスです。
■現状と課題	社会福祉協議会が町立診療所の入院病棟跡を利用して実施しています。
■今後の方針	現状のサービスを維持して継続する。

## ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施回数（回/月）	—	—	129回	130回	130回	130回
延べ利用者（人/月）	—	—	34人	35人	35人	35人

## (ウ) 生活支援サービス

要支援者と事業対象者に、利用者の状態や意向を踏まえて、介護予防と配食や見守り等の生活支援サービスを総合的に提供するサービスです。提供にあたっては、地域包括支援センターがケアマネジメントを実施することとなります。

## ●配食サービス

■事業の概要	栄養バランスのとれた食事を提供し、対面で渡すことで一人暮らし高齢者などの安否の確認を行います。
■現状と課題	週2回昼食を配達することで、栄養改善と見守りを行っている。
■今後の方針	現状のサービスを継続するとともに、利用者のニーズに見合った提供体制を検討する。

## ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
延人数（人）	—	—	853人	900人	900人	900人

## (エ) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

事業対象者と要支援認定を受けている方のアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることが出来るようケアプランを作成します。

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### ●介護予防ケアマネジメント

■事業の概要	総合事業対象者と要支援認定者にケアプランを作成し、要介護状態の予防や要介護状態の軽減と、悪化防止のためのマネジメントを行います。介護予防給付利用者は委託を含めて実施しています。
■現状と課題	現在、総合事業のみ利用する対象者については地域包括支援センターにて簡略化したケアマネジメントを実施しています。介護予防給付利用者のケアマネジメントは従来通りに委託を含めて実施していますが、総合事業のみの利用となった場合、計画費が給付されなくなるため包括にて対応することになります。利用者が継続して現行のケアマネジャーを利用できないことが課題となります。
■今後の方針	介護予防サービスを利用している方が総合事業のみの利用となっても継続してケアマネジメントできる体制を整備します。

### ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護予防給付ケアプラン作成 延べ人数（人）	538人	559人	220人	225人	225人	225人
介護予防支援実人数（人）*	70人	66人	32人	33人	33人	33人
総合事業給付ケアプラン作成 延べ人数（人）	—	—	601人	610人	610人	610人
総合事業支援実人数（人）*	—	—	70人	72人	72人	72人

\*重複あり

### ②一般介護予防事業

元気な高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者や要介護認定者を分け隔てなく、すべての住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が、継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、機能回復訓練等の高齢者本人だけではなく、地域づくり等の高齢者本人を取り巻く環境も含め、バランスのとれたアプローチができるような介護予防事業に努めていきます。

#### （ア）介護予防事業対象者把握事業

訪問・事業参加者・健診受診者に対し、郵送等による基本チェックリスト配布や、保健師等の訪問活動による実態把握、主治医や民生委員等からの情報によって、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防支援事業等で重点的に対応していきます。

## ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
基本チェックリスト配布数(人)	260人	246人	243人	250人	250人	250人
二次予防事業対象候補者数(人)	115人	122人	—	不要	不要	不要
二次予防事業対象者数(人)	34人	38人	—	—	—	—
事業対象者数(人)	—	—	168人	150人	150人	150人

## (イ) 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識と理解を深めるための講演会の開催や各団体、地区、グループ等の希望に応じて介護予防に関する講話や、運動機能の向上を目的に、ストレッチや筋力トレーニングを実施します。

また、高齢化が急速に進む中、認知症の高齢者の増加が懸念されることから、高齢者が認知症を正しく理解し、発症を予防することが重要になります。認知症・閉じこもり予防事業を実施し、介護予防の普及・啓発に努めます。

また、高齢者の生活機能の維持・向上に向けた取組を普及させるため、介護予防教室の実施やパンフレットの配布、広報への掲載等を実施します。

## ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
認知症・閉じこもり予防事業 「元気はつらつくらぶ」(実人員)	29人	34人	32人	30人	30人	30人
(延回数)	49回	50回	47回	49回	49回	49回
貯筋体操教室 (実人員)	82人	64人	69人	70人	70人	70人
(回数)	2回	2回	2回	2回	2回	2回
元気アップ同窓会 (実人員)	42人	49人	37人	45人	45人	45人
(回数)	1回	1回	1回	1回	1回	1回
口腔機能向上事業 (実人員)	36人	34人	40人	30人	30人	20人
(回数)	1回	1回	1回	1回	1回	1回
栄養バランス教室 (実人員)	13人	13人	24人	15人	15人	15人
(延回数)	1回	1回	1回	1回	1回	1回
元気はつらつ講演会 (実人員)	70人	100人	188人	90人	90人	90人
(延回数)	1回	1回	1回	1回	1回	1回
介護予防教室しゃきつと体操 くらぶ (実人員)	58人	64人	55人	—	—	—
(延回数)	49回	50回	47回	—	—	—
介護予防教室(地区要請) (実人員)	127人	113人	98人	100人	100人	100人
(延回数)	6回	4回	4回	4回	4回	4回

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### (ウ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業です。

元気アップ教室は今まで通り、リハビリテーション専門職による支援を継続します。平成 29 年度まで介護予防教室として開催していた、しゃきつと体操くらぶは新たにリハビリテーション専門職等による支援を加えます。

#### ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
元気アップ教室 (実参加人数)	30人	31人	31人	20人	20人	20人
(開催回数)	48回	48回	47回	32回	32回	32回
しゃきつと体操くらぶ (実参加人数)	—	—	—	60人	60人	60人
(開催回数)	—	—	—	50回	50回	50回

### (エ) 地域介護予防活動支援事業

自主的な地域介護予防活動を展開する組織を支援するため、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を図ります。

#### ■現状・見込み

区分	現状			見込み		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
サロン事業 (延べ参加人数)	762人	1,135人	1,068人	950人	1,000人	1,050人
(開催回数)	60回	59回	60回	60回	66回	72回
ふまねっとくらぶ (延べ参加人数)	24人	77人	195人	200人	200人	200人
(開催回数)	1回	3回	5回	5回	5回	5回

## (2) 包括的支援事業の推進

高齢者が、住み慣れた地域で快適な日常生活を送るためには、可能な限り要介護の状態にならないような予防から高齢者の状態に応じた介護サービスまで、様々なサービスを高齢者の状態の変化に応じて適切に提供できることが求められています。

このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターの機能の強化を図ります。

それから、平成 29 年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止など取組の推進のため、市町村保険者機能強化の仕組みが導入されました。各市町村の地域の実情に則して、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の取組について、また、介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組みについて、これらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

### ●自立支援、介護予防・重度化防止等に資する施策の取組について

町では、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築、自立支援、重度化防止等の施策として、在宅医療・介護連携や認知症総合支援、介護予防・日常生活支援、生活支援体制の整備などの施策、介護保険運営の安定化に資する施策として、介護給付適正化事業を重点的に推進・実施していきます。

### ①地域包括ケアシステムの推進

既存の様々なネットワーク資源や地域における社会資源等の活用を前提に、地域包括ケア体制のあり方について検討してきました。

平成 24 年度には地域づくり意見交換会を開催し、平成 25 年度には町と社会福祉協議会との役割を明確にするため地域福祉計画・地域福祉実践計画を策定しました。また、民生委員児童委員協議会、障害者相談支援連絡調整会議、小地域ネットワーク会議に出席し、情報共有を図っています。今後も地域包括支援センターを拠点としながら、高齢者の保健・医療・福祉・介護等に携わる様々な職種と団体・ボランティア等のネットワークの構築を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりに取り組みます。

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### ②在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅や住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そこで、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を図ります。

在宅医療・介護連携推進事業 8つの取組	剣淵町の取組
ア 地域の医療・介護の資源の把握	社会資源マップの作成を実施しています。今後、介護関係者との情報共有活用を図り、更に、住民に対して情報提供を行います。
イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域ケア会議において、医療・介護関係者と実態の共有、課題の抽出、対応策について検討します。
ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	士別市立病院と名寄市立病院との入退院時の連携について体制整備を行っています。今後も在宅医療と在宅介護の連携推進を図ります。
エ 医療・介護関係者の情報共有の支援	士別市立病院と名寄市立病院との情報共有のルールを作成し実施しています。他の病院においても情報共有に努めます。
オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括センターに相談窓口を設置し、相談支援を実施しています。
カ 医療・介護関係者の研修	北海道の研修への参加や地域ケア会議において実施している事例検討を通して、医療・介護関係者間の連携の円滑化を図るとともに、お互いの分野についての知識等を身に着けます。
キ 地域住民への普及啓発	元気はつらつ講演会の開催や老人クラブ等の要請による介護予防教室を通して、在宅医療・介護の情報提供を図ります。ホームページや町広報などで、啓発を行っていきます。
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	上川北部圏域の市町村での連携を図っていきます。

### ③総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう介護に関する相談のほか、医療相談や自立支援等、複合的な相談への対応も行ってきました。

今後も必要な支援を把握し、適切なサービス・関係機関・制度につなげる相談支援を行います。

#### 【事業量の実績及び目標】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談件数（延べ）	1,038 人	1,583 人	1,889 人	1,800 人	1,800 人	1,800 人

### ④虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

高齢者虐待への対応や認知症高齢者への成年後見制度利用のサポートを行い、高齢者が尊厳のある生活を維持できるよう支援し、社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を実施してきました。

今後、成年後見制度利用支援事業の施行、虐待防止のマニュアル作りと初動体制のフロー図作成を進めます。また、介護者へのレスパイトケアや高齢者等が尊厳のある生活を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護事業を推進します。

### ⑤介護支援専門員への支援

介護支援専門員から主任介護支援専門員への相談の場として、ケア会議やサービス調整会議を定期的に開催してきました。

今後も、介護支援専門員からの相談支援を行うとともに、様々な関係機関に働きかけ、ネットワークを構築し、包括的・継続的ケアを可能にする体制をつくります。

### ⑥認知症施策の推進

国が平成27年に発表した推計によれば、全国の認知症患者数が平成37年には700万人を超え、65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症に罹患すると推計されています。

認知症高齢者の増加が見込まれることから、国では、認知症施策を具体的に進めるために、新オレンジプランが策定されました。このプランにおいては「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」を基本的な考え方としています。

本町においては、医療職と、地域包括支援センターや介護サービス事業所等の介護職との連携を深め、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、認知症高齢者の容態やその家族の事情に応じた、適切な医療・介護サービス等が受けられるよう、支援体制の充実に取り組んでいきます。

また、認知症に対し、住民一人ひとりが、誰もが関わる可能性のある病気であるという認識や正しい知識を持つことも重要であることから、地域住民が協力して、地域全体で見守る環境づくりを推進していきます。

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### ■認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）7つの柱と自治体で取り組むべき事項

認知症施策推進総合戦略 （新オレンジプラン）の7つの柱		剣淵町の取組
1	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域支援・ケア向上事業の実施</li> <li>●認知症サポーター養成と活動の支援</li> </ul>
2	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	●認知症お役立ち情報ガイド（認知症ケアパス）の作成、普及・認知症初期集中支援チームの活動
3	若年性認知症施策の強化	●認知症サポーター養成講座での啓発
4	認知症の人・介護者への支援	●認知症初期集中支援推進事業の実施
5	認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症カフェの設置</li> <li>●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>●高齢者サロン整備・拡充</li> <li>●SOS ネットワーク事業</li> <li>●成年後見制度の活用促進</li> <li>●高齢者の虐待防止</li> </ul>
6	認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	●最新の情報や研究等の成果を把握し、活用・普及を図る。
7	認知症の人やその家族の視点の重視	●認知症施策の企画・立案や評価へ、認知症の人やその家族の参画を推進する。

#### ●認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする事業です。

#### ●地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス、圏域での支援機関の連携を図るための支援を行います。また、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置します。地域包括支援センターと推進員が協力して、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

#### ●認知症サポーターの養成

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするのが認知症サポーターです。剣淵町においては平成30年2月末の認知症サポーター登録数は194人です。認知症サポーター養成講座を開催し地域における認知症高齢者への理解の推進も図っていきます。

種 類	区 分	平成29年度 （実績）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症サポーター	人数	194人	養成講座 実施	養成講座 実施	養成講座 実施

出典：認知症サポーターキャラバン資料（平成30年2月現在）

●認知症カフェの設置

認知症の方やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。また、認知症について介護の専門職に相談することができたり、同じ悩みや経験を持つ人たちと情報交換をしたりすることができるつどいの場でもあります。

認知症カフェの設置に向けて検討していきます。

種類	区分	平成29年度 (実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症カフェ	設置数	—	検討	検討	1

【今後の方策】

平成32年度設置に向けて、検討・設置に努めます。

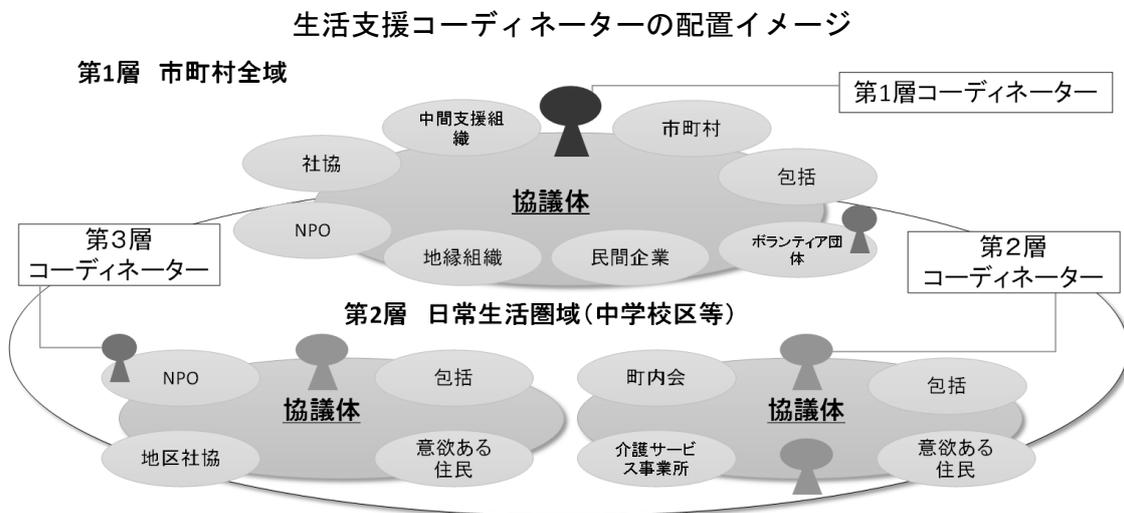
⑦生活支援サービス体制整備

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援体制整備事業を実施することとしました。具体的には「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」、「生活ささえ愛けんぶち」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、検討会を実施していきます。地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。また、社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを配置しております。

	平成29年度 (実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
学習会の開催回数	3回	5回	5回	5回

【今後の方策】

協議体で検討した内容の実現に向けて、体制整備に努めます。



### (3) 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるように、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

#### ①介護給付等費用適正化事業

介護が必要となった高齢者が、適正に認定されて適切な介護サービスを受け、事業者が適正にサービスを提供するよう、介護認定適正化研修会への参加や住宅改修研修会の開催、サービス調整会議でのケアプランの点検等で、介護保険の給付適正化に取り組んできました。

今後も、第4期北海道介護給付適正化計画に基づき、介護給付適正化事業のより一層の推進に取り組み、介護保険制度を持続すること並びに介護保険制度に対する信頼感を高めることを目的として、介護給付適正化に取り組んでいます。

#### ■介護給付適正化事業の概要と取組目標

事業名	取組目標
①要介護認定の適正化	審査判定の傾向・特徴を把握し、要因について分析を行い、調査員からの聞き取りを強化、調査項目の選択状況のばらつき等の改善を図り、適正な認定がなされるよう努めます。
②ケアプランの点検	サービス調整会議にて、特別な事例のものを抽出し、ケアプラン点検を行い、適正化を図ります。
③住宅改修等の点検	施工前の利用者の状態・環境からみた必要性を全件確認し、竣工後の写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。
④医療情報との突合・縦覧点検	北海道国民健康保険団体連合会からの通知を活用し、事業者への問い合わせ等を実施して不適切なサービス利用を減少させます。

#### ②その他の事業

##### ア 成年後見制度利用支援事業

町が行う成年後見の申立て経費や、低所得の高齢者に係る成年後見人の報酬の助成を行います。

##### イ 認知症対応型共同生活介護事業所の利用料等助成事業

認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護1～5の認定を受けた者を受け入れ、利用料等の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行います。

## 3

## 介護保険制度の充実

## (1) 介護サービスの基盤整備と質的向上

介護サービスを適正かつ円滑に実施するにあたって、次の事業などを展開・検討していきます。

**①施設整備の検討と居宅サービスの確保と充実**

高齢となり介護が必要となっても本人の気持ちや家族の介護負担の軽減に配慮しながら、住み慣れた家や地域で生活し続けられるよう事業者との連携により必要な介護サービスや高齢者の生活支援サービスの確保と充実を図ってきました。

平成27年の制度改正で特養入所の基準が、原則要介護3以上となったことに伴い要介護2以下で施設利用希望者への対応は課題となり、町内の認知症対応型グループホームの1ユニット増床で対応してきました。認知症対応型グループホームで対応できないケースや医療ケアの必要なケースは、町外の有料老人ホームを利用している現状があります。町内の高齢者等福祉寮には午前中のみ生活相談員を置き対応しているが、食事や日常生活の支援が必要になると入居継続が難しくなるため、今後の施設整備については、高齢者等福祉寮（福寿寮）の運営形態の見直しについても十分に検討を進め、その方向性を定めていくこととします。

また、短期入所円滑化支援事業と短期入所生活介護事業所支援事業を行い、町内特養の入所待機者の解消を図るとともに、安定した経営が続けられるよう支援をしていきます。

**②人材養成研修の推進、従事者の資質向上**

介護支援専門員は、介護保険制度の要となる人材であることから、各種研修に参加し制度の把握とケアプラン作成に当たり、法令順守に努めてきました。地域ケア会議において事例検討の実施・サービス調整連絡会議においてケアプランの点検を行い、各介護支援専門員の相談支援を行ってきました。現状の事業を継続していき、居宅介護支援事業所における介護支援専門員の複数体制化の働きかけをしていきます。

**③事業者情報の提供**

介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者による事業者の選択を支援するため、事業者に関する適切な情報提供やサービス評価の推進等を図ってきました。

今後も、情報提供や介護サービスの推進に努め、利用者の選択を基本とする介護保険制度に、地域の資源を有効活用させていくためにも、地域の実情に応じて、近隣の事業者と連携し、利用者のニーズに合った情報提供を行います。

**④低所得者対策**

介護保険制度では、サービスを利用するときに利用料の一部を負担することになっています。そこで、低所得者の方が介護サービスを利用しやすいように、「社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度」を実施してきました。

今後も低所得者の方が利用しやすいように、「社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度」を継続して実施します。

## 基本目標2：健康づくりの推進

### 1

### 健康増進事業の推進

#### (1) 健康増進事業の推進

いつまでも元気に暮らしていけるよう、若い世代からの健康づくりに取り組んでいきます。介護予防にもつながる、生活習慣病予防に重点を置いた健康づくりに関する支援を行います。

##### ①健康相談

“自分の健康は自分で守る”ことを推進するため、健康相談を随時実施してきました。

生活習慣病予防では、栄養面からの介入の必要性が高くなっており、今後も健康の保持増進を図るとともに、疾病の早期発見・早期受診につなげるなど必要な支援を行います。

健康相談の内容としては、健診結果等に関する個別相談や、健診の受け方、予防接種等の内容が多く、障がいのある方の相談では、サービス利用、生活、精神面の相談が主で電話や来所による相談を実施してきました。

今後も気軽に相談できる場としての対応と、疾病予防から介護予防へと継続した相談体制の充実を図ります。

#### 【事業量の実績及び目標】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重点健康相談 (延数)	74 人	73 人	70 人	70 人	70 人	70 人
総合健康相談 (延数)	7 人	16 人	13 人	10 人	10 人	10 人
一般健康相談 (延数)	42 人	27 人	40 人	40 人	40 人	40 人
65 歳以上 (延数)	35 人	17 人	34 人	34 人	34 人	34 人
障がい (知的・精神・難病) (延数)	91 人	99 人	50 人	50 人	50 人	50 人
栄養相談 (延数)	112 人	121 人	150 人	150 人	150 人	150 人

## ②健康教育

いつまでもいきいきと健康で過ごすためには、若いときからの健康づくりが大切です。各年齢層に合わせて、それぞれが適切な健康管理ができるように積極的に推進してきました。健康教育では、生活習慣病予防に重点を置いて取り組んでおり、今後も、健診結果をもとに若い時期からの疾病理解や栄養、運動面からアプローチをし、若い世代からの健康づくりを行い、高齢期を健康に迎えられるよう取り組みます。

### 【事業量の実績及び目標】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
一般健康教育	開催数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	延利用者数	13 人	13 人	24 人	15 人	15 人	15 人
生活習慣病予防	開催数	3 回	6 回	4 回	7 回	7 回	7 回
	延利用者数	88 人	184 人	155 人	120 人	120 人	120 人

## ③特定健康診査・特定保健指導（剣淵町国民健康保険より執行委任事業）

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、剣淵町国民健康保険より執行委任を受け特定健康診査を実施してきました。

特定健康診査の受診率は全道的にみると高いほうですが、若年層の未受診者、新規の受診者の減少が原因となっており、近年、受診率が減少傾向にあります。今後はこれらを踏まえ受診勧奨、継続受診に向けての取組や、継続した保健指導を実施し、個々の生活習慣改善に主眼を置いた特定保健指導（動機づけ支援又は積極的支援）を重点的に行います。

### 【事業量の実績及び目標】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
特定健康診査	対象数	818 人	795 人	765 人	735 人	705 人	675 人
	受診率	60.9%	56.9%	57.5%	57%	58%	59%
特定保健指導	対象数	60 人	64 人	53 人	60 人	59 人	58 人
	実施率	83.3%	79.7%	81.1%	80%	80%	81%

## ④後期高齢者健康診査（北海道後期高齢者医療広域連合からの委任事業）

糖尿病等の生活習慣病の早期発見・早期治療のため、75 歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、健康診査を実施してきました。後期高齢者健康診査の受診率は平成 27 年度より、通院中の方も対象としたため受診数が増加しています。

今後も、介護予防の観点からも健診を実施し、適切な医療継続、医療受診へつなげます。

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### 【事業量の実績及び目標】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対象数	595 人	602 人	610 人	620 人	630 人	640 人
受診数	37 人	50 人	69 人	70 人	75 人	80 人
受診率	6.2%	8.3%	11.3%	11.3%	11.9%	12.5%

\*対象数について、平成 26 年度から後期高齢者医療保険加入者から長期入院、施設入所者等を引いた数として統一しています。

### ⑤各種がん検診

がん検診については、健診の体制づくりを検討し、内容の充実した検診を実施してきました。各種がん検診の受診率は横ばいで、がんによる死亡が多いことから検診による早期発見、早期治療の必要性があります。

今後も、早期発見・早期治療へ結び付けることに重点を置き、働く世代へのがん予防にも力を入れ、引き続き受診率の向上に努めます。

### 【事業量の実績及び目標】

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
胃がん検診	対象者数	2,246 人	2,209 人	2,157 人	2,120 人	2,080 人	2,040 人
	受診者数	249 人	273 人	287 人	290 人	300 人	310 人
	受診率	11.1%	12.4%	13.3%	13.7%	14.4%	15.2%
子宮がん検診	対象者数	1,225 人	1,203 人	1,152 人	1,180 人	1,160 人	1,140 人
	受診者数	235 人	223 人	262 人	270 人	280 人	290 人
	受診率	19.2%	18.5%	22.7%	22.9%	24.1%	25.4%
肺がん検診	対象者数	2,330 人	2,297 人	2,253 人	2,210 人	2,270 人	2,230 人
	受診者数	664 人	618 人	612 人	620 人	630 人	640 人
	受診率	28.5%	26.9%	27.2%	28.1%	27.8%	28.7%
乳がん検診	対象者数	1,225 人	1,203 人	1,152 人	1,180 人	1,160 人	1,140 人
	受診者数	261 人	253 人	294 人	290 人	300 人	310 人
	受診率	21.3%	21.0%	25.5%	24.6%	25.9%	27.2%
大腸がん検診	対象者数	2,246 人	2,209 人	2,157 人	2,120 人	2,080 人	2,040 人
	受診者数	285 人	303 人	339 人	330 人	340 人	350 人
	受診率	12.7%	13.7%	15.7%	15.6%	16.3%	17.2%
前立腺がん 検診	対象者数	1,091 人	966 人	947 人	920 人	900 人	880 人
	受診者数	95 人	121 人	93 人	100 人	110 人	120 人
	受診率	8.7%	12.5%	9.8%	10.9%	12.2%	13.6%

## ⑥訪問指導

健診後の要指導者への生活習慣病予防を中心に、生活状況を把握しながら、個別に支援してきました。健診結果から指導の必要な方に対して家庭訪問を実施し、障がいのある方は、家族に対しても、継続支援の必要なケースが増えており、病状や障がいの程度により対応しています。

今後も、疾病予防や、生活環境を整えることを目的とし、健診後の要指導者への生活習慣病予防を中心に、生活状況を把握しながら個別の対応と、継続した支援を実施します。

## 【事業量の実績及び目標】

サービスの種類		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
					平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健診結果要指導者	実人員	68 人	116 人	200 人	200 人	200 人	200 人
	延人員	90 人	145 人	260 人	260 人	260 人	260 人
閉じこもり予防	実人員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	延人員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障がい (知的・精神・難病)	実人員	11 人	12 人	5 人	8 人	8 人	8 人
	延人員	32 人	54 人	47 人	45 人	45 人	45 人
計	実人員	79 人	128 人	205 人	208 人	208 人	208 人
	延人員	122 人	199 人	307 人	305 人	305 人	305 人

## 2

## 感染症の予防対策

## (1) 感染症対象事業

個人の発病防止及び重症化予防のため、高齢者等の予防接種に関わる費用の助成を行い、健康の保持増進を目的として行ってきました。

感染予防の普及とともに、費用の助成を継続して実施します。

## ①インフルエンザ予防接種費用助成事業

## 【事業量の実績及び目標】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
インフルエンザ予防接種費用 助成人数	1,334 人	1,497 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

## ②高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業

## 【事業量の実績及び目標】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	目 標		
				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
肺炎球菌ワクチン接種費用 助成人数	68 人	124 人	100 人	100 人	100 人	100 人

## 基本目標3：地域生活支援体制の強化

### 1

### 生きがいづくり活動への支援

#### (1) 活動機会の拡充

高齢者の趣味や文化スポーツ活動、ボランティア活動への参加を促進し、生きがいづくりを進めます。

##### ①老人クラブ活動の支援

高齢者の交流機会を増やし、生きがいと健康づくり、明るい地域社会づくりを担う活動を進め、連合会及び単位会の加入者の確保と合わせて支援を継続してきました。老人クラブに助成を実施しており、地域活動を通じ世代間の交流を図ることに寄与しています。

今後も、必要な支援を講じていきます。

##### ②長寿祝い金の支給

長寿をお祝いし、高齢者福祉の推進を図ってきました。節目の長寿をお祝いすることによって、生きがいや高齢者福祉の増進と、町民の敬老意識の高揚が図られているので、今後も現行のまま継続します。

#### (2) 就労機会の拡大

就労は、高齢者が長年培ってきた知識と能力を活かし、福祉の受け手だけではなく、社会の一員としていきいきと働く場であるため、高齢者が持つ知識や技術を社会に還元することができる環境作りに努めます。

##### ①高齢者事業団等の支援

いきいきと働く高齢者の社会参加活動を推進するため、今後必要な支援について検討します。

高齢者事業団への助成や、施設の管理委託を実施しており、今後も継続し、必要な支援を講じます。

## 2

## ともに支え合う地域づくり活動への支援

## (1) 交流・理解の促進

社会福祉協議会等を中心にして、ノーマライゼーション理念の普及を目的としたふれあい事業を推進します。

## ①ふれあい広場

社会福祉協議会を中心に全町的なふれあい活動として継続してきました。

障がいを持つ方と地域住民との交流を図ることができているので、合理的な配慮をしつつ、アクセシビリティにも気を配り、今後も継続し、必要な支援を講じます。

## ②社会福祉合同運動会

福祉関係者が一堂に会するレクリエーション活動として継続してきました。

高齢者や障がい者が一堂に会し、交流を図ることができているので、合理的な配慮をしつつ、アクセシビリティにも気を配り、今後も継続して実施します。

## (2) 地域での支え合い体制の確立

高齢者等の生活の質の確保を図り、健康で安らかな生活を営むことができるよう支援するため各種事業を行います。支援が必要な高齢者に対し自治会、民生委員、地域住民など団体・グループの支援を求めるとともに体制の構築を進めます。

## ①SOS ネットワーク事業

認知症高齢者等の徘徊による行方不明時などに、関係機関が協力して対応します。

検索対象となる徘徊事例がなかったのでSOSネットワークを発動することはありませんでした。今後はSOSネットワークの事前登録制・連絡体制について周知と検討が必要です。

## ②小地域ネットワーク事業

各自治会単位で、高齢者の見守り、声かけなどを行う地域福祉活動を推進してきました。

社会福祉協議会に助成をしており、社会福祉協議会の事業として実施しています。

今後も、各自治会単位で地域福祉活動を継続していきます。

## ③社会福祉協議会に対する運営支援

法人の執行体制の支援や法人の実施する、ふれあい昼食会やいきいきルームなどの運営を支援してきました。毎年助成を実施し、地域福祉実践計画に基づき、計画通りに実行されています。

今後も、社会福祉協議会の体制強化に向けた支援を継続していきます。

## 第7章 高齢者福祉施策の推進

### ④ボランティア（サポーター）の育成と支援

自分ができることで必要とする人を支援するボランティア活動について、学ぶ場の提供やボランティア同士のネットワークづくりなどを支援します。

社会福祉協議会のボランティアセンターが実働するための働きかけを行い、生活支援コーディネーターとともに、地域のニーズとボランティアのできることについて協議体を通して検討を行い、人材育成の仕組み作りと支え合いの体制作りを進めていきます。

### ⑤サロン事業の普及と支援

高齢者サロン事業については、全町へ広がるよう普及や運営面での支援を行い、介護予防体操等の支援、サポーターに対する相談支援、ふまねっとサポーター養成研修を行ってきました。

平成 25 年までに5地区に拡大したサロン事業は、農村地区での開催について核となる人材の発掘ができず拡大できていない状況にあります。老人クラブが休会している現状から、地域で集まる機会がない地区でのサロン開催のニーズについて確認し、引き続き声掛け、人材発掘に努め、現在実施しているサロンの支援についても継続していきます。社会福祉協議会と連携してサロン事業の拡大に向け、人材育成と発掘に努めていきます。

### ⑥防災対策の推進

高齢者の災害時の不安を解消するために、日頃から災害に備え、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、地域住民の協力による安全確保体制の充実とともに、避難所の整備を図ります。

また、支援が必要な方へ災害時避難行動要支援者名簿への同意確認書の提出周知、同名簿作成・個別支援計画の作成を進め、地域の関係団体や組織、ボランティアなどとの横断的な連携により、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制の充実を図ります。

### ⑦防犯対策の推進

高齢者を犯罪から守るため、地域ぐるみで地域の安全・安心を確保する体制の整備と活動展開を図ります。

## 第 8 章 介護保険事業の推進

---



# 第8章

# 介護保険事業の推進

## 1

## 介護保険制度の持続可能性の確保

### (1) 利用者の定率負担の見直し（平成30年8月施行）

#### ■現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

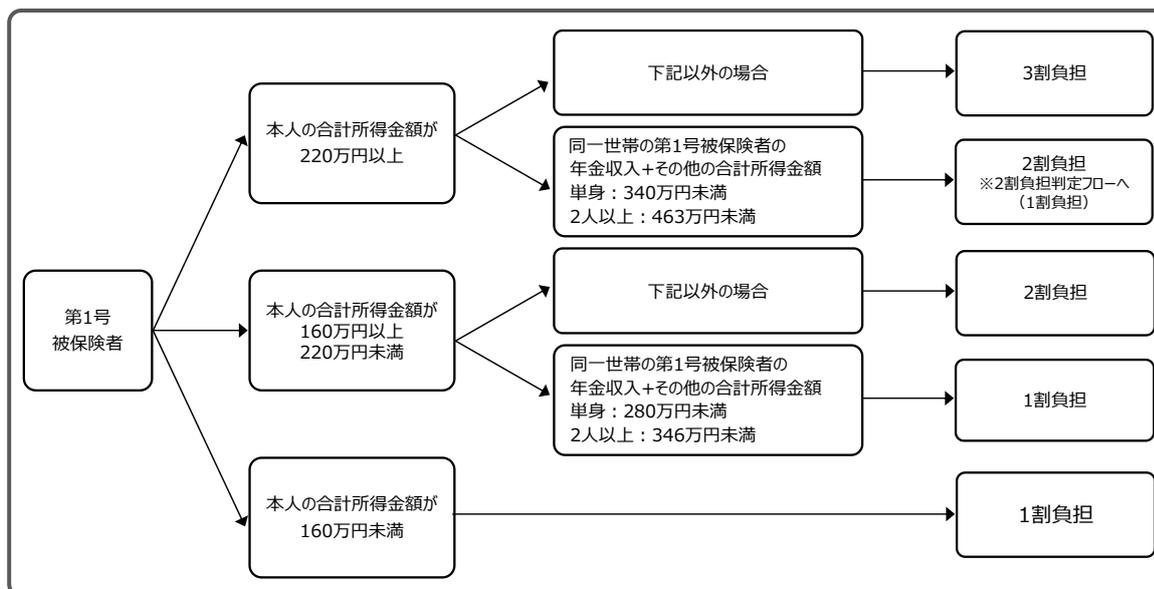
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続性を高める観点から、2割負担者のうち特に、所得の高い層の負担割合を3割とします。ただし、月額44,400円の負担の上限あります。

#### 【利用者負担割合】

	負担割合
年金収入等 340万円以上	2割⇒3割
年金収入等 280万円以上	2割
年金収入等 280万円未満	1割

\*第2号被保険者、住民税非課税者、生活保護受給者は所得にかかわらず1割負担とする。

#### ■負担割合の判定流れ



\*「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

\*「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額

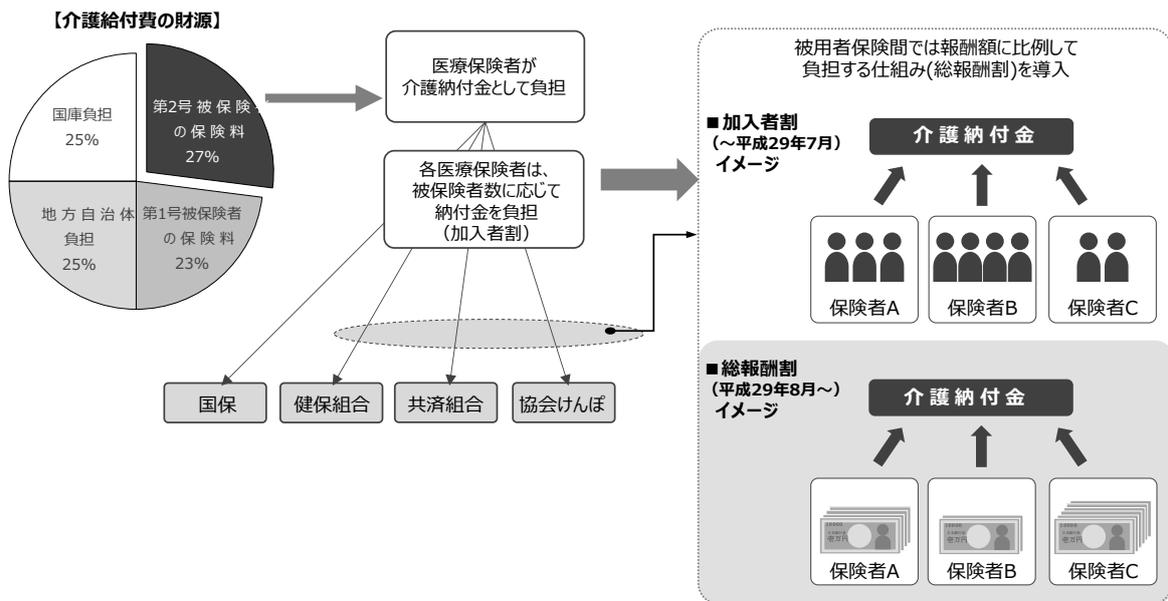
出典：厚生労働省 H29.7 全国介護保険担当課長会議資料より

## 第8章 介護保険事業の推進

### (2) 介護納付金における総報酬割の導入（平成29年8月分より実施）

第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

各医療保険者は、介護納付金を第2号被保険者である加入者数に応じた負担とされてきたところ、医療保険者の負担能力に応じた負担とする観点から、これを被用者保険間では総報酬額に応じた負担します。なお、激変緩和の観点から平成29年8月より段階的に導入しています。



出典：厚生労働省 H29. 7 全国介護保険担当課長会議資料より

## 2

## 介護保険サービスの現状と見込み

## (1) 介護給付事業

## ① 居宅サービスの利用状況と見込み

第7期計画期間における居宅サービスの利用者数については、次のように見込みます。

要介護者が安心して在宅生活を維持するための重要なサービスであり、人材の確保、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

介護給付		実績		見込み	推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス							
訪問介護	回/月	889.8	1,051.3	1,419.8	1,460.9	1,425.7	1,405.0
	人/月	37	40	42	41	41	42
訪問入浴介護	回/月	14.8	13.6	7.3	9.5	9.5	9.5
	人/月	3	3	1	2	2	2
訪問看護	回/月	28.1	39.6	20.3	23.0	23.0	23.0
	人/月	5	7	5	5	5	5
訪問リハビリテーション	回/月	30.5	13.8	3.3	11.4	11.4	11.4
	人/月	5	3	1	4	4	4
居宅療養管理指導	人/月	3	6	7	10	10	10
通所介護	回/月	182.0	16.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	30	1	0	0.0	0.0	0.0
通所リハビリテーション	回/月	33.6	44.0	164.2	63.0	63.0	63.0
	人/月	6	7	12	9.0	9.0	9.0
短期入所生活介護	回/月	90.1	117.7	112.0	96.5	96.5	93.5
	人/月	13	14	10	10.0	10.0	9.0
短期入所療養介護（老健）	回/月	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	人/月	33	32	34	37	37	37
特定福祉用具購入費	人/月	2	1	0	1	1	1
住宅改修費	人/月	1	1	0	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	2	4	3	4	4	4
居宅介護支援	人/月	55	70	72	75	75	72

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

## 第8章 介護保険事業の推進

### ○訪問介護

訪問介護は、訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者等の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介助や身のまわりの生活援助を行うサービスです。

第6期計画期間中は独居や高齢者世帯の増加により、利用者は増加傾向でした。今後も要介護者が安心して在宅生活を維持し、家族の介護負担を軽減するためにも、生活援助や通院等乗降介助に対するニーズを考え継続した利用を見込みました。

### ○訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者等の居宅を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。

要介護状態の重い方が在宅生活を継続するためには必要なサービスと考え、利用状況を踏まえ見込みました。

### ○訪問看護

訪問看護は、主治医の指示に基づき、看護師などが要介護者等の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

第6期計画期間中は増加傾向でした。入院治療の終了後、引き続き在宅で医療的処置を必要とする方が在宅生活を継続するために必要なサービスと考え利用量を見込みました。

### ○訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが要介護者等の居宅を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

第6期計画期間中は減少傾向であり、心身機能の維持回復に対するニーズが高いため、継続した利用を見込みました。

### ○居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が要介護等の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。

平成27年度から増加傾向ですので、今後も継続した利用を見込みました。

### ○通所介護

通所介護（デイサービス）は、デイサービスセンター等で、入浴・食事の提供、その他の日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所だったので、地域密着型通所介護へ移行しました。

### ○通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（デイケア）は、介護老人保健施設等で心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行うサービスです。

第6期計画期間中の利用実績等から、今後も継続した利用を見込みました。

### ○短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その日の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

第6期計画期間中は、独居や高齢者世帯が増加しています。在宅生活の継続のため、介護者の介護負担の軽減に必要なサービスと考え、見込みました。

### ○短期入所療養介護

介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

第6期計画期間中の利用実績等から、見込みました。

### ○福祉用具貸与

福祉用具貸与は、要介護者等の日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉機器を貸与するサービスです。貸与の対象となる品目は、厚生労働大臣が定めることになっています。その対象用具には、車いす・じょくそう予防用具・歩行器・つえ等があります。

日常生活の自立や機能訓練のため福祉用具の貸与は必要と考え、また、歩行器や歩行補助つえの利用を希望する方が多く、今後も同じようなニーズがあると考え、見込みました。

### ○特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、貸与になじまない腰掛け便座や入浴補助用具等の福祉用具を購入した要介護等認定者に、年間10万円の利用額を限度とし、費用の9割、または、8割を支給するものです。

加齢等による身体機能の低下など日常生活に支障をきたし、シャワーベンチやポータブルトイレなどの購入が多く、今後も同じようなニーズがあると考え、見込みました。

## 第8章 介護保険事業の推進

### ○住宅改修費

住宅改修費の支給は、要介護等認定者の日常生活を支援し、手すりの取付けや段差解消、洋式便器への取替えなど小規模な住宅改修を行った場合に、20万円を限度としてかかった費用の9割、または、8割を支給するものです。

加齢等による身体機能の低下など日常生活に支障をきたし、手すりの取付けや段差解消の希望が多く、今後も同じようなニーズがあると考え、見込みました。

### ○特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所している要介護等認定者に対して、特定施設サービス計画に沿って、入浴・排せつ・食事介助などの介護保険サービス、調理・洗濯・掃除などの家事援助サービス、生活や健康に関する相談など、日常生活を送るにあたって必要な支援を行うサービスです。

第6期計画期間中の利用実績や、介護保険施設への入所を希望し一時的に入所するケースなどを勘案し見込みました。

### ○居宅介護支援

居宅介護支援は、地域での自立に向けて、在宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員が心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類や内容を示す居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスを利用するためにサービス提供事業者等との連絡・調整を行うサービスです。

第6期計画期間中の利用実績や要介護等認定者数を勘案し、利用者について見込みました。

②地域密着型サービスの利用状況と見込み

第7期計画期間における地域密着型サービスの利用者数については、次のように見込みます。

介護給付		実績		見込み	推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	11.8	24.3	113.5	63.0	63.0	63.0
	人/月	2	5	19	10.0	10.0	10.0
小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	人/月	15	17	20	21	21	21
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	1	1	1	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	0.0	227.2	259.4	264.3	264.3	264.3
	人/月	0	38	41	50	50	50

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

○認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、デイサービスセンター等において、認知症を持つ高齢者を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。

第6期計画期間中の利用実績から、今後も同じようなニーズがあると考え見込みました。

○小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護等認定者の住み慣れた地域で、通いを中心として訪問や泊まりを組み合わせ、日常生活の支援を行うサービスです。

第6期計画期間中は横ばい傾向ですが、登録制で「通い」「訪問」「泊まり」のサービスの提供を受けることができ、継続した利用を見込みました。

○認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症のある高齢者が共同生活をする住居で入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

第6期計画期間中の利用実績から、継続した利用を見込みました。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

地域密着型サービスへの移行後、1名となっておりますが、第7期では利用者なしと見込みました。

## 第8章 介護保険事業の推進

### ③施設サービスの利用状況と見込み

第7期計画期間における施設サービスの利用者数については、次のように見込みます。

なお、介護療養型医療施設については法改正（平成29年6月公布）で平成35年度末まで延長と変更になりました。

介護給付		実績		見込み	推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設サービス							
介護老人福祉施設	人/月	54	52	50	52	52	52
介護老人保健施設	人/月	14	14	14	15	15	15
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	人/月				0	0	0
介護療養型医療施設	人/月	1	1	0	0	0	0

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

#### ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、要介護認定者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

第6期計画期間中、施設入所に対するニーズは高く、今後も継続した利用を見込みました。

#### ○介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護認定者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

第6期計画期間中は横ばい傾向でした。医学的管理下での介護、機能訓練等を必要とする要介護認定者のこれまでの実績や利用傾向を勘案し、今後も継続した利用を見込みました。

#### ○介護医療院

介護医療院は、介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備え、長期療養を目的とした施設です。

実施できる施設の確保に努めます。

#### ○介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期療養を必要とする慢性期に至った要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下での世話、機能訓練等の必要な医療などを提供する施設です。

法改正（平成29年6月公布）で平成35年度末まで延長となりましたが、利用者なしと見込みました。

(2) 予防給付事業

①介護予防サービス

第7期計画期間における予防給付サービスの利用者数については、次のように見込みます。

予防給付		実績		見込み	推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人/月	11	12	3			
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	0.6	10.1	163.9	21.4	21.4	21.4
	人/月	0	2	8	4	4	4
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	25.8	29.2	23.7	12.7	12.6	12.6
	人/月	4	5	3	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	人/月	0	0	0	1	1	1
介護予防通所介護	人/月	34	34	0			
介護予防通所リハビリテーション	人/月	2	3	1	1	1	1
介護予防短期入所生活介護	回/月	13.2	11.3	10.2	15.0	15.0	15.0
	人/月	3	2	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	13	15	14	13	13	13
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	1	0	0	0	1	1
介護予防住宅改修	人/月	1	1	0	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	2	2	2
介護予防支援	人/月	44	47	26	22	22	22

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

○介護予防訪問介護

平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことから、見込みはありません。

○介護予防訪問看護

今後も継続した利用者を見込みました。

○介護予防訪問リハビリテーション

今後も継続した利用者を見込みました。

○介護予防通所介護

平成29年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことから、見込みはありません。

## 第8章 介護保険事業の推進

### ○介護予防通所リハビリテーション

今後も継続した利用者を見込みました。

### ○介護予防短期入所生活介護

第6期計画期間中は、独居や高齢者世帯の増加等で、サービス量が増加しています。在宅生活の継続のため、介護者の介護負担の軽減に必要なサービスと考え見込みました。

### ○介護予防福祉用具貸与

今後も継続した利用者を見込みました。

### ○特定介護予防福祉用具購入費

今後も継続した利用者を見込みました。

### ○介護予防住宅改修

今後も継続した利用者を見込みました。

### ○介護予防特定施設入居者生活介護

平成27年度からサービス利用はありませんが、介護給付事業でのサービス量が増加していることから、第7期からサービス利用を見込みました。

### ②地域密着型介護予防サービス

第7期計画期間における地域密着型介護予防サービスの利用者数については、第6期の利用実績等から、下記のとおり第7期のサービス利用を見込みました。

予防給付		実績		見込み	推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	4.1	1.8	1.2	4.0	4.0	4.0
	人/月	1	0	0	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

## (3) 介護保険サービス事業費の給付状況と給付見込み

## ①介護給付事業費

第7期計画期間における介護給付事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

介護給付	実績		見込み	推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス						
訪問介護	28,062	35,140	44,622	47,584	46,776	46,353
訪問入浴介護	2,023	1,850	1,027	1,301	1,301	1,301
訪問看護	1,766	2,682	1,478	1,559	1,559	1,559
訪問リハビリテーション	1,086	489	113	386	387	387
居宅療養管理指導	220	504	682	841	842	842
通所介護	16,842	1,461	0	0	0	0
通所リハビリテーション	3,661	5,226	16,537	6,597	6,600	6,600
短期入所生活介護	8,319	10,147	9,787	8,211	8,214	8,053
短期入所療養介護（老健）	0	118	0	0	0	0
福祉用具貸与	5,099	4,634	5,017	5,377	5,377	5,377
特定福祉用具購入費	477	246	30	270	270	270
住宅改修費	1,230	1,140	111	1,159	1,159	1,159
特定施設入居者生活介護	4,712	9,184	7,696	8,896	8,900	8,900
居宅介護支援	7,987	9,876	10,201	10,702	10,664	10,225
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1,729	3,601	15,676	8,409	8,413	8,413
小規模多機能型居宅介護	3,608	3,624	3,694	3,642	3,644	3,644
認知症対応型共同生活介護	42,955	46,807	55,321	57,293	57,319	57,319
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,339	3,371	3,333	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	19,394	24,439	25,397	25,409	25,409
施設サービス						
介護老人福祉施設	149,054	142,478	139,797	145,930	145,995	145,995
介護老人保健施設	43,652	43,519	41,819	45,332	45,352	45,352
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)				0	0	0
介護療養型医療施設 (平成37年度以降は転換施設)	5,156	3,463	0	0	0	0
合計	330,980	348,956	381,379	378,886	378,181	377,158

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

## 第8章 介護保険事業の推進

### ②予防給付事業費

第7期計画期間における予防給付事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

予防給付	実績		見込み	推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	2,455	2,434	683			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	54	717	13,110	1,640	1,641	1,641
介護予防訪問 リハビリテーション	887	1,010	828	442	439	439
介護予防居宅療養管理指導	32	0	0	153	153	153
介護予防通所介護	8,447	8,352	0			
介護予防通所 リハビリテーション	682	1,213	583	472	472	472
介護予防短期入所生活介護	934	676	615	879	880	880
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	861	867	750	768	768	768
特定介護予防福祉用具 購入費	192	126	0	0	377	377
介護予防住宅改修	670	737	0	1,159	1,159	1,159
介護予防特定施設入居者 生活介護	0	4	0	1,917	1,918	1,918
介護予防支援	2,391	2,542	1,359	1,181	1,181	1,181
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	440	190	132	436	436	436
介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	1,969	219	0	0	0	0
合計	20,014	19,086	18,059	9,047	9,424	9,424

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

## (4) 標準給付費

第7期計画期間における標準給付費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費	387,797,627	392,051,504	395,654,906	1,175,504,037
特定入所者介護サービス費等給付額	25,500,000	25,500,000	25,500,000	76,500,000
高額介護サービス費等給付額	9,500,000	9,500,000	9,500,000	28,500,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,500,000	1,500,000	1,500,000	4,500,000
算定対象審査支払手数料	329,400	329,400	329,400	988,200
合計	424,627,027	428,880,904	432,484,306	1,285,992,237

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

## (5) 地域支援事業費

第7期計画期間における地域支援事業費の見込みは下記のとおりとなっています。地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態となった場合においても、できる限り地域において自立した生活を送れるよう支援することであり、介護保険の重要な施策として取り組んでいるものです。

なお、平成29年度から予防通所介護と予防訪問介護が「総合事業」へと移行したことから、平成30年度以降は、増加すると見込んでいます。

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域支援事業費	29,100,000	29,100,000	29,100,000	87,300,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	16,300,000	16,300,000	16,300,000	48,900,000
包括的支援事業・任意事業費	12,800,000	12,800,000	12,800,000	38,400,000

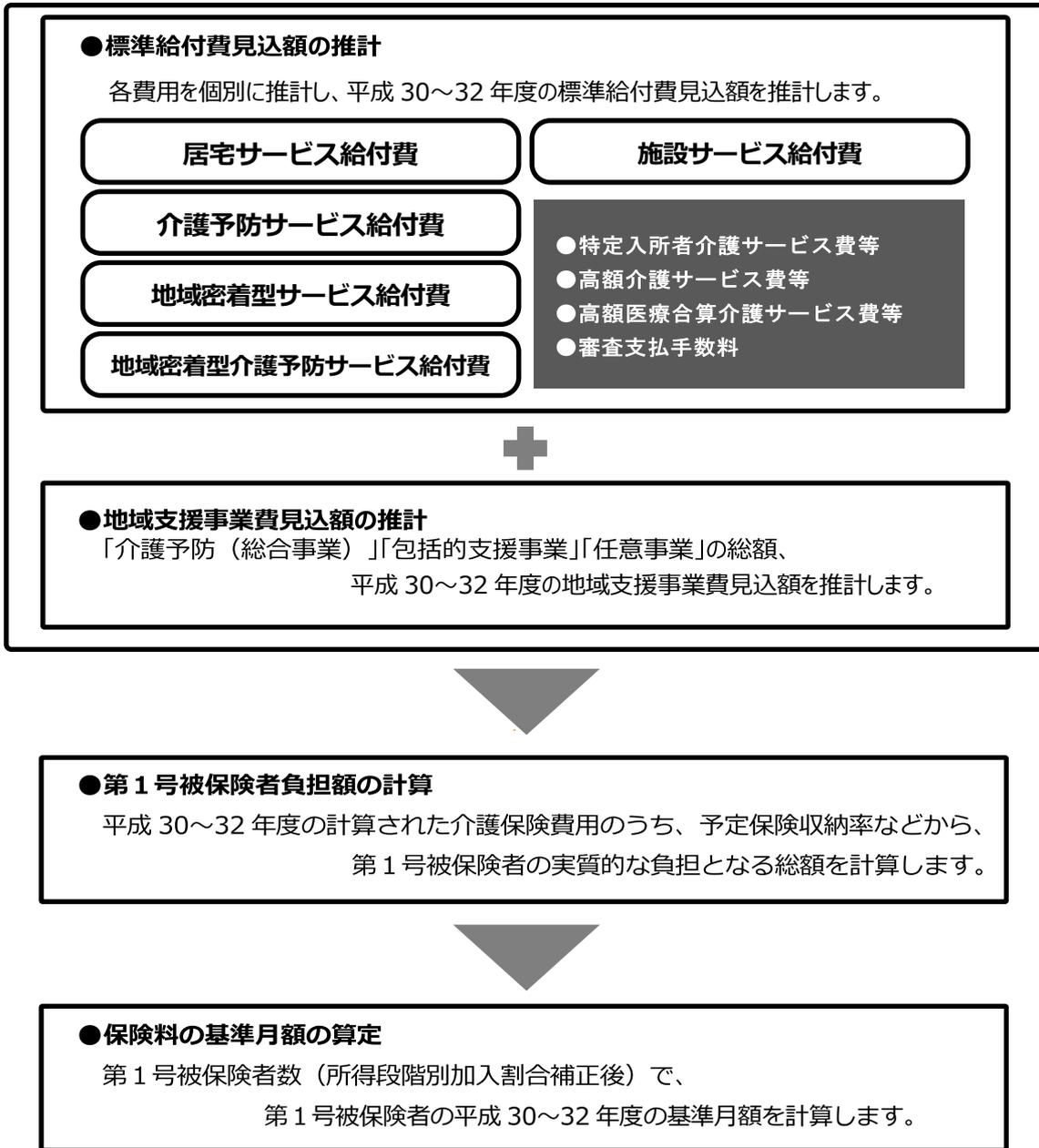
資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

3

介護保険料の算定

(1) 介護保険料算定までの流れについて

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。



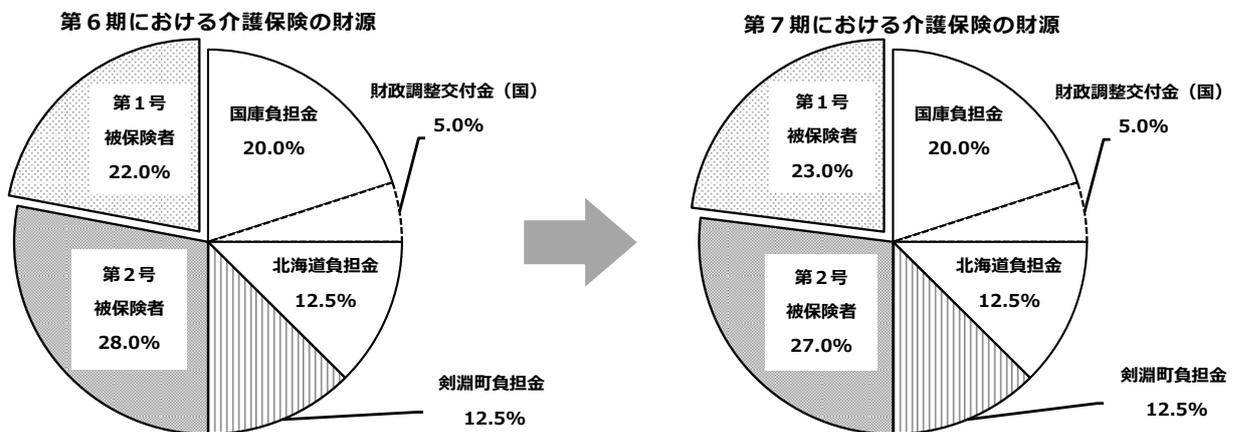
## (2) 介護保険事業財源の負担割合

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

介護保険と地域支援事業の財源は、第1号被保険者保険料及び第2号被保険者保険料、国・道・町の負担金、国の調整交付金で賄われます。

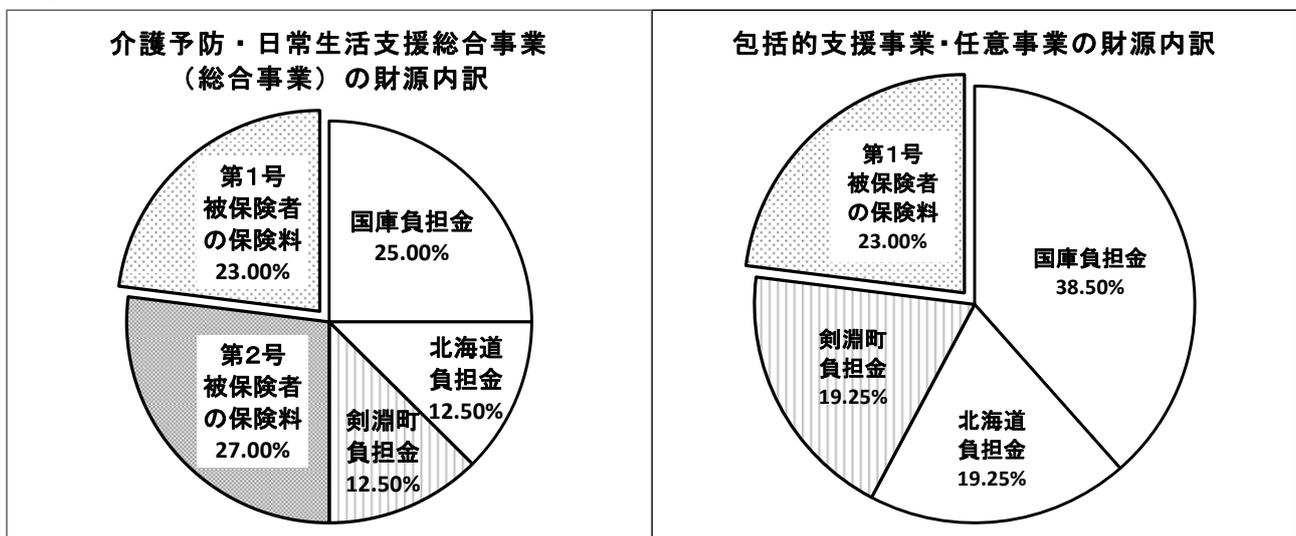
第1号被保険者保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進展と現役世代の負担軽減を反映して、第1期では17%、第2期では18%、第3期では19%、第4期では20%、第5期では21%、第6期では22%でした。第7期では23%となり、第2号被保険者保険料の負担割合は、28%から27%へと変更されます。また、負担の割合は、政府政令によって3年に一度改定されています。

さらに、国の25%の内5%部分は、調整交付金となっており、各市町村の後期高齢者（75歳以上）の占める割合が高く所得水準が低い市町村に対しては、調整交付金が5%プラス $\alpha$ となって増えて、プラス $\alpha$ 分は、第1号被保険者の負担が減る仕組みとなっています。



※なお、介護保険の施設サービスをはじめとする特定サービスについては、保険料50%（第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%）と公費50%（国20%、北海道17.5%、剣淵町12.5%）の負担となっています。

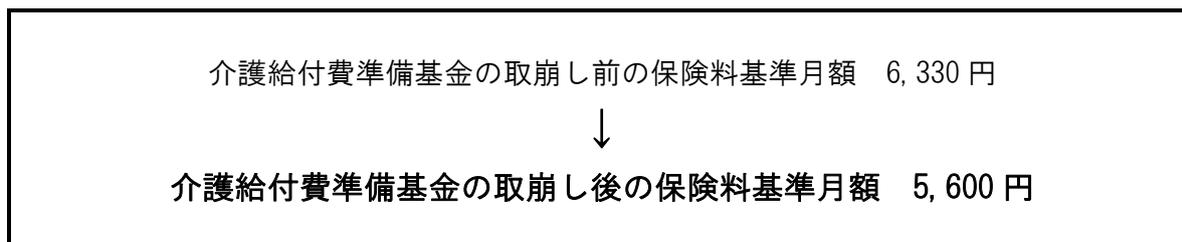
### 地域支援事業の財源



(3) 保険料の算定

第1号被保険者の保険料基準額は次のように見込んでいます。

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
標準給付費見込額	424,627,027 円	428,880,904 円	432,484,306 円	1,285,992,237 円
地域支援事業費	29,100,000 円	29,100,000 円	29,100,000 円	87,300,000 円
第1号被保険者負担割合	23.0%			
第1号被保険者負担分相当額	104,357,216 円	105,335,608 円	106,164,390 円	315,857,215 円
調整交付金相当額	22,046,351 円	22,259,045 円	22,439,215 円	66,744,612 円
調整交付金見込交付割合	9.04%	8.77%	8.60%	
調整交付金見込額	39,860,000 円	39,042,000 円	38,595,000 円	117,497,000 円
介護給付費準備基金取崩額				30,548,000 円
財政安定化基金取崩による交付金				0 円
保険料収納必要額				234,556,826 円
予定保険料収納率	99.90%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	1,159 人	1,166 人	1,169 人	3,494 人
保険料の基準額【年額】	67,200 円			
保険料の基準額【月額】	5,600 円			



#### (4) 第1号被保険者保険料の考え方

第7期の介護保険料は、低所得者の保険料軽減を拡充するため、保険料段階や乗率の見直しを実施されています。そのため、第7期においては、国の動向を踏まえた見直しを行います。

##### ①保険料所得段階別保険料について

第1号被保険者の保険料所得段階は、第6期と同じ第9段階としています。また、第7期の国の制度改正に合わせて、剣淵町の第7段階から第9段階については、対象者の所得金額を変更しました。

##### ②介護給付費準備基金の活用

第7期までに発生している保険料の剰余金については、国の方針として各保険者において、最低限必要と認める額を除いて第7期の保険料上昇抑制のために活用することとされており、剣淵町に設置している介護給付費準備基金を取崩し、保険料上昇抑制のために充当します。

##### ③公費投入による乗率の見直し

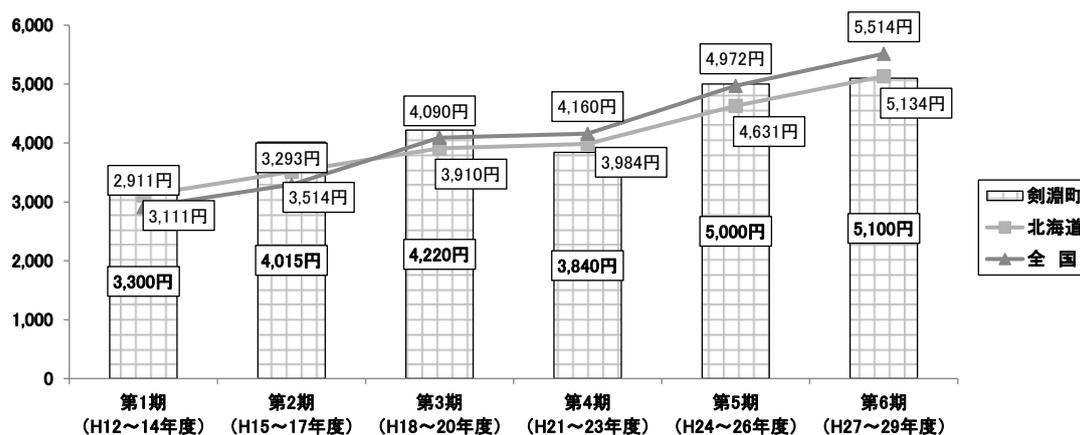
所得段階別保険料第1段階にあたる低所得者（町民税非課税世帯）の保険料負担を軽減するため、公費（国・道・町）を投入し、乗率の減額を継続します。

## 第8章 介護保険事業の推進

### (5) 第1号被保険者の保険料基準額

第7期における第1号被保険者の介護保険料の基準額を算出すると、月額5,600円になり、第6期介護保険料基準月額5,100円から500円の上昇となります。

保険料基準額（月額）	5,600円
保険料基準額（年額）	67,200円



単位：円

	第1期 (H12~14年度)	第2期 (H15~17年度)	第3期 (H18~20年度)	第4期 (H21~23年度)	第5期 (H24~26年度)	第6期 (H27~29年度)
剣淵町	3,300	4,015	4,220	3,840	5,000	5,100
北海道	3,111	3,514	3,910	3,984	4,631	5,134
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514

※参 考：全国基準見込額	
第7期計画（平成30年度～32年度）	6,771円
第9期計画（平成36年度～38年度）	8,165円

出典：厚労省・第6期計画期間及び平成37年度等における介護保険の第1号保険料について 平成27年4月28日

## (6) 所得段階別保険料

第7期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

段 階	第6期	第7期		対 象 者
	(平成27～29年度) 月額保険料 [年額保険料] (軽減後月額保険料) <軽減後年額保険料>  基準額に 対する割合 (軽減後)	(平成30年度) 月額保険料 [年額保険料] (軽減後月額保険料) <軽減後年額保険料>  基準額に 対する割合 (軽減後)	(平成31～32年度) 月額保険料 [年額保険料] (軽減後月額保険料) <軽減後年額保険料>  基準額に 対する割合 (軽減後)	
第1段階	2,550円 [30,600円] (2,295円) <27,540円>	2,800円 [33,600円] (2,520円) <30,240円>	2,800円 [33,600円] (1,680円) <20,160円>	生活保護受給者又は世帯全員が町 民税非課税で老齢福祉年金受給者、 又は世帯全員が町民税非課税で、前 年合計所得金額+課税年金収入額 が80万円以下
	0.50 (0.45)	0.50 (0.45)	0.50 (0.3)	
第2段階	3,825円 [45,900円]	4,200円 [50,400円]	4,200円 [50,400円] (2,800円) <33,600円>	世帯全員が町民税非課税で、前年 合計所得金額+課税年金収入額が 80万円を超え120万円以下
	0.75	0.75	0.75 (0.5)	
第3段階	3,825円 [45,900円]	4,200円 [50,400円]	4,200円 [50,400円] (3,920円) <47,040円>	世帯全員が町民税非課税で、前年 合計所得金額+課税年金収入額が 120万円を超える
	0.75	0.75	0.75 (0.7)	
第4段階	4,590円 [55,080円]	5,040円 [60,480円]		本人が町民税非課税(世帯に課税 者がいる)で、前年合計所得金額 +課税年金収入額80万円以下
	0.90	0.90		
第5段階 (基準)	5,100円 [61,200円]	5,600円 [67,200円]		本人が町民税非課税(世帯に課税者 がいる)で、前年合計所得金額+課 税年金収入額80万円を超える
	1.00	1.00		
第6段階	6,120円 [73,440円]	6,720円 [80,640円]		本人が町民税課税で、前年合計所得 金額が120万円未満
	1.20	1.20		
第7段階	6,630円 [79,560円]	7,280円 [87,360円]		本人が町民税課税で、前年合計所得 金額が120万円以上200万円未満
	1.30	1.30		
第8段階	7,650円 [91,800円]	8,400円 [100,800円]		本人が町民税課税で、前年合計所得 金額が200万円以上300万円未満
	1.50	1.50		
第9段階	8,670円 [104,040円]	9,520円 [114,240円]		本人が町民税課税で、前年合計所得 金額が300万円以上
	1.70	1.70		

※消費税増税時の保険料については、国の介護保険制度にあわせて変更する場合があります。



## 第9章 計画推進のために

---



# 第9章

## 計画推進のために

### 1

#### 計画の推進方策

##### (1) 庁内関係部署の連携

本町が取り組む様々な事業の展開にあたっては、「高齢者福祉」の視点を持つことが必要です。このため、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開し、計画の円滑な推進を図ります。

##### (2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画の目標の達成に向けて着実な実践を目指すとともに、高齢者、その家族等の多様なニーズに適切に対応し、地域生活を支援していくためには、介護保険制度だけでなく、それ以外の保健・医療・福祉分野の連携を一層強化し、必要なサービスの適切な提供に努めます。また、介護予防の観点から、予防を重視した健康づくりの取組を充実するとともに、生涯学習、まちづくり等も含めた、総合的な推進体制の整備に向けた取組を進めます。

また、都道府県、国との連携を深めるとともに、各種団体との連携を図ります。

##### (3) 地域関係機関等との連携

地域福祉の推進役として位置づけられる社会福祉協議会をはじめとし、民生委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

##### (4) 町民との協働

本計画に位置づけられた高齢者保健福祉施策を推進していくためには、公的なサービスとともに、あらゆる町民が参画する住民による福祉活動等の取組も必要となります。地域の特性を生かした福祉の輪が広がるよう、地域福祉を推進します。また、福祉文化の浸透を図り、町民が主体的に活動に取り組めるよう、高齢者保健福祉に関するサービスや行政に関する情報を提供していくとともに、町民との協力関係を築いていきます。

本計画の着実な目標実現に向けて、各年度計画の実施及び進捗状況の点検、評価を行います。

### (1) 高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、これを「剣淵町保健医療福祉等協議会」に定期的に報告を行っていくことなどにより、進行管理を図ります。

### (2) 第7期介護保険事業計画の点検と評価

介護保険事業計画の進捗状況の点検と評価については、計画策定の中心となった「剣淵町保健医療福祉等協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

また、地域包括支援センターの運営を中心的に協議する地域包括支援センター運営協議会との連携を図りながら、適正な介護保険事業を運営していきます。

### (3) 計画の実施状況の公表

点検・評価の結果について、適宜、協議・検討が必要なため、今後も現行のまま継続し、計画の進行管理として定期的実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険事業の運営状況などの点検・評価の結果については、毎年、「広報けんぶち」等を通じて公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めます。

# 資料編



## 剣淵町保健医療福祉等協議会設置要綱

昭和59年6月26日告示第31号

改正

平成10年3月17日告示第25号  
平成13年12月10日告示第79号  
平成24年6月7日告示第33号  
平成29年10月1日告示第50号

(目的)

第1条 剣淵町における保健、医療、福祉及び介護保険に関する諸問題、事業等について協議し、もって総合的な保健医療対策と介護福祉の充実を推進するため、この協議会を設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、剣淵町保健医療福祉等協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(組織)

第3条 この協議会は、次の15人以内で組織する。

- (1) 関係団体、その他住民の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者

2 委員は、町長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

(協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健、高齢者福祉及び介護保険事業計画に関すること。
- (2) 各種保健事業及び福祉事業の推進に関すること。
- (3) 介護保険事業に関すること。
- (4) 地域医療に関すること。
- (5) 健康福祉総合センターの運営に関すること。
- (6) 認知症初期集中支援チームの活動の推進に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、会長が主宰する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(専門委員会)

第7条 協議会には、協議会の決定により特定の事項を専門的に協議するため専門委員会を置くことができる。

## 資料編

2 専門委員会の運営は、専門委員会を構成する委員が協議して定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、町長の定める課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会が町長と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年6月26日から施行する。

附 則(平成10年3月17日告示第25号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月10日告示第79号)

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成24年6月7日告示第33号)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成29年10月1日告示第50号)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

## 剣淵町保健医療福祉等協議会委員名簿

(任期 H28. 7. 1～H30. 6. 30)

区 分	氏 名	依 頼 先
1号委員 (関係団体・住民代表)	柴 田 宣 雄	剣淵町老人クラブ連合会
	○ 西 崎 則 義	剣淵町身体障がい者福祉協会
	山 崎 敬 一	J A 北ひびき剣淵基幹支所
	藤 原 光 男	剣淵商工会
2号委員 (医療関係者)	稲 田 浩	医師
	上ヶ島 恵美子	看護師
3号委員 (福祉関係者)	森 武 守	剣淵町民生委員児童委員協議会
	◎ 斉 藤 實	剣淵町社会福祉協議会
	岡 典 義	社会福祉法人剣淵北斗会

(◎：会長、○：副会長)

---

第7期剣淵町高齢者保健福祉計画・剣淵町介護保険事業計画

平成30年3月

発行・編集	剣淵町健康福祉課
住 所	〒098-0338 北海道上川郡剣淵町仲町2 8 番1 号
電 話	0 1 6 5 - 3 4 - 3 9 5 5 (代表)
F A X	0 1 6 5 - 3 4 - 3 9 8 5
U R L	<a href="http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp">http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp</a>

---